

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【会社名】	株式会社コラボス
【英訳名】	Collabos Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 茂木 貴雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【電話番号】	03-5623-3391
【事務連絡者氏名】	取締役 青本 真人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区西神田三丁目2番1号
【電話番号】	03-5623-3391
【事務連絡者氏名】	取締役 青本 真人
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 256,621,800円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 288,152,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 88,328,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	83,400（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1．平成27年2月12日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、平成27年2月27日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、24,400株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である茂木貴雄（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

5．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成27年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年2月27日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	83,400	256,621,800	138,877,680
計（総発行株式）	83,400	256,621,800	138,877,680

- （注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年2月12日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年3月9日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
- 5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,620円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は301,908,000円となります。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年3月10日(火) 至 平成27年3月13日(金)	未定 (注) 4	平成27年3月16日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年2月27日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年3月9日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年2月27日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成27年3月9日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成27年3月9日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年3月17日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年3月2日から平成27年3月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年3月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
計	-	83,400	-

（注）1. 各引受人の引受株式数は、平成27年2月27日に決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年3月9日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
277,755,360	8,500,000	269,255,360

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,620円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額269,255千円については、全額を設備投資資金に充当する予定であります。設備投資の内訳としましては、海外展開を行うために必要なサーバー等の拠点設備資金として50,000千円（平成28年3月期：30,000千円、平成29年3月期：20,000千円）、クラウドサービス市場の拡大を見据えた新たなサービスの構築を目的とするソフトウェア投資資金として100,000千円（平成28年3月期：50,000千円、平成29年3月期：50,000千円）、また当社サービスの更なる安定運営のため、情報漏洩及び不正アクセスを防止するためのセキュリティ強化や、システムの安定化のための一部冗長化等への設備資金として100,000千円（平成28年3月期：50,000千円、平成29年3月期：50,000千円）、社内基幹システムの導入資金として19,255千円（平成29年3月期：19,255千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。また、設備投資資金の内訳表は、下表のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手 予定 年月	完成 予定 年月	完成後の増 加能力
		総額 (千円)	既支 払額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	事業拠点（営業拠点）の新設、設備投資	50,000	-	増資 資金	平成28年 (注2)	平成29年 (注2)	- (注3)
本社 (東京都千代田区)	ソフトウェア（新サービス開発）	100,000	-	増資 資金	平成28年 (注2)	平成29年 (注2)	- (注3)
本社 (東京都千代田区)	ソフトウェア（セキュリティ強化及びシステムの一部冗長化）	100,000	-	増資 資金	平成28年 (注2)	平成29年 (注2)	- (注3)
本社 (東京都千代田区)	ソフトウェア（基幹システムの導入）	19,255	-	増資 資金	-	平成29年 (注2)	- (注3)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成28年3月期中の着手、平成29年3月期中の完成を予定しており、月は未定であります。

3. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年3月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	79,600	288,152,000	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 オリンパスビジネスクリエイツ株式会社 36,700株 東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号 NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合 32,300株 東京都世田谷区 茂木貴雄 10,600株
計(総売出株式)	-	79,600	288,152,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2．本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3．売出数等については今後変更される可能性があります。

4．本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、24,400株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

5．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

6．振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。

7．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,620円）で算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成27年 3月10日(火) 至 平成27年 3月13日(金)	100	未定 (注)2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本店及 び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注)3

(注)1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日(平成27年3月9日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額
は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機
構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を
行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件
(2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	24,400	88,328,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	24,400	88,328,000	-

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,620円)で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 3月10日(火) 至 平成27年 3月13日(金)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	-	-

(注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成27年3月9日)に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、24,400株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成27年3月24日を行使期限として付与される予定であります。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成27年3月24日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年3月9日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からS M B C日興証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である茂木貴雄、当社株主であるコムテック株式会社、茂木一男、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社アイカム、原トミエ、青本真人、富沢健、齋藤一紀、茂木文子、小沢克年、小川勇樹、株式会社ジェイドコーポレーション及びコラボス役員持株会並びに当社新株予約権者である鈴木裕幸は、S M B C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年9月12日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

売出人であるNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成27年6月14日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格又は売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年9月12日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

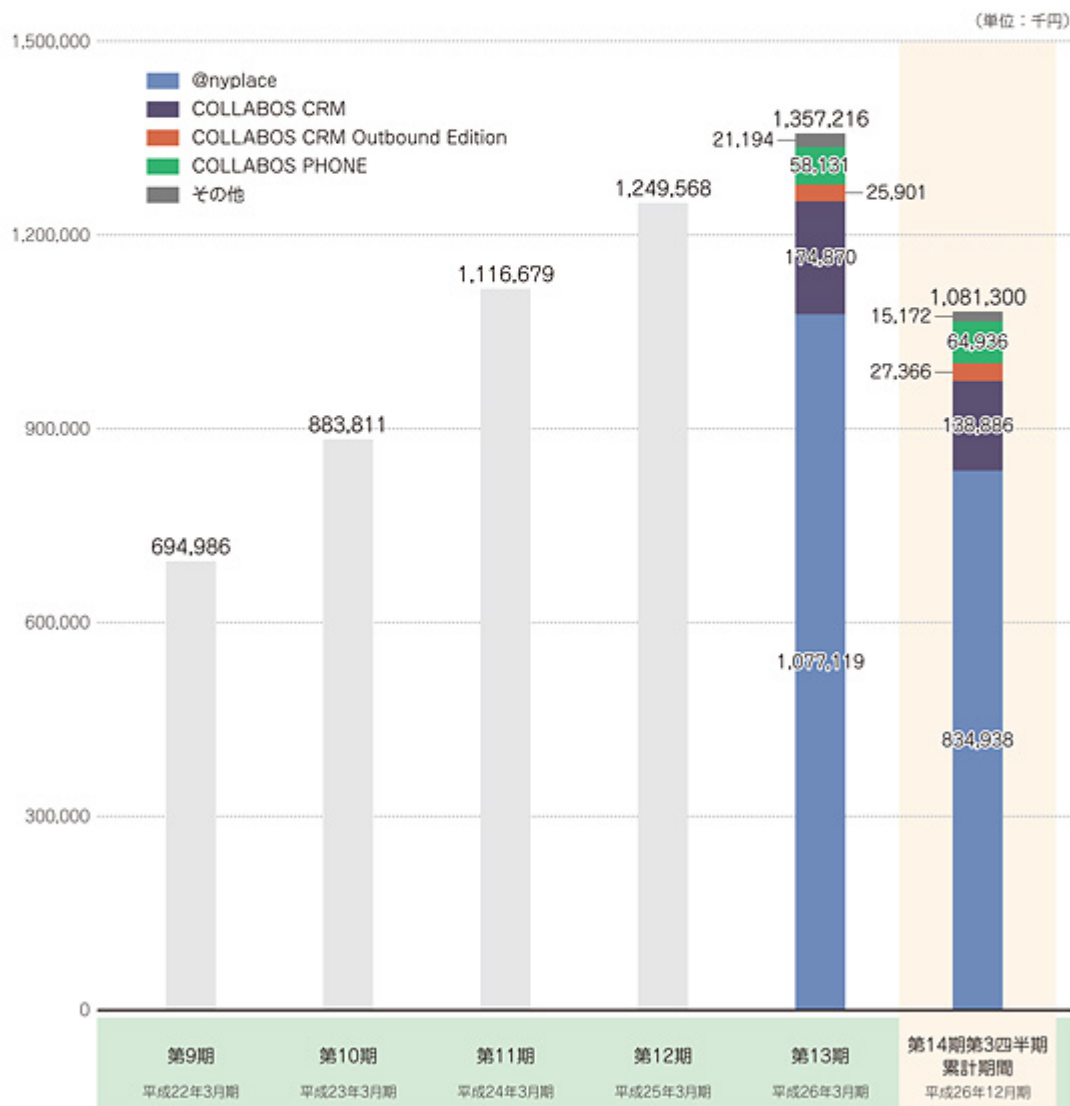
- (1) 表紙に当社の社章  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1 事業の概況」～「3 事業の内容」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

① 事業の概況

当社は、企業が保有するお客様相談室や製品問い合わせセンター等のコールセンター向けに、クラウドサービスを提供しております。当社のクラウドサービスを利用することで、システム全般の導入に関する大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの低減及び導入期間の短縮を実現します。

◇ 売上高構成



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

② 業績等の推移

◇ 提出会社の経営指標等

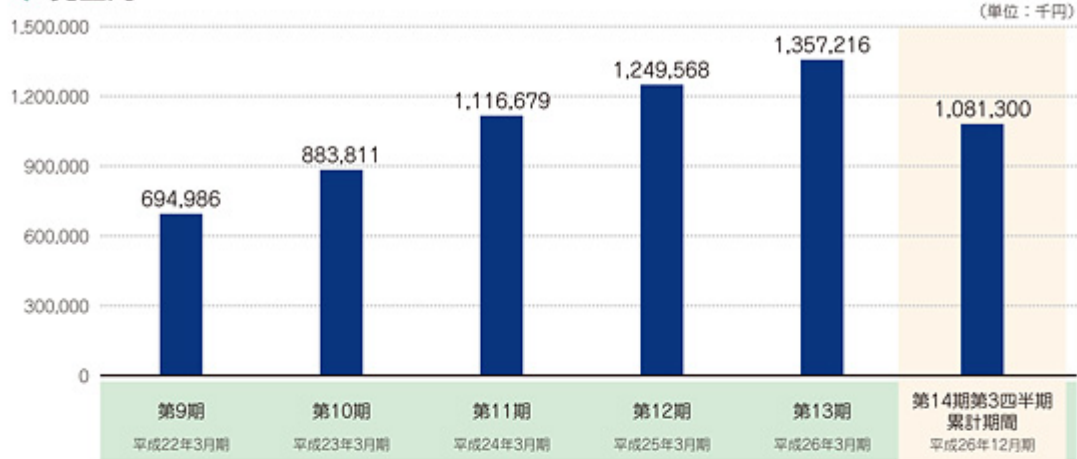
(単位：千円)

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期 第3四半期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月
売上高	694,986	883,811	1,116,679	1,249,568	1,357,216	1,081,300
経常利益	7,903	126,557	193,683	110,086	144,097	161,552
当期(四半期)純利益	958	76,517	106,976	66,293	84,444	101,854
持分法を適用した場合の投資利益	-	-	-	-	-	-
資本金	134,900	134,900	134,900	134,900	134,900	145,974
発行済株式総数 (株)	4,996	4,996	4,996	4,996	4,996	549,600
純資産額	132,897	209,415	317,372	383,581	467,841	591,695
総資産額	314,429	402,218	655,383	759,548	740,236	871,031
1株当たり純資産額 (円)	26,600.86	41,916.64	63,329.09	765.98	935.00	-
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	191.94	15,315.78	21,412.44	132.69	169.02	202.32
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	42.3	52.1	48.3	50.4	63.1	67.9
自己資本利益率 (%)	0.7	44.7	40.7	19.0	19.9	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	209,572	203,232	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△202,422	△219,583	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-	-	△8,775	△76,927	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	-	-	-	277,895	184,617	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	47 (5)	55 (2)	60 (3)	55 (2)	58 (3)	- (-)

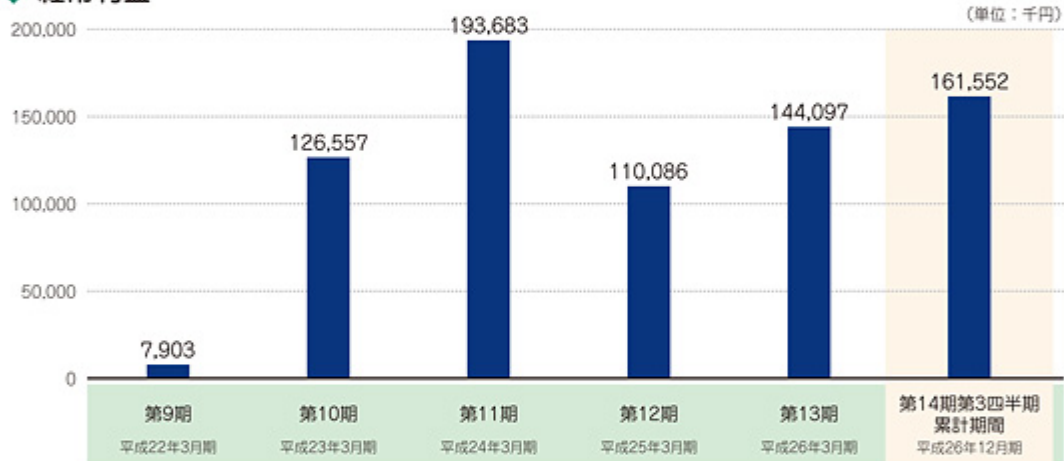
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員(休職者を除く)であり、臨時雇用者数(アルバイト、インターン及び派遣社員をいう)は、年間の平均人員を〔外書〕で記載しております。
8. 第12期、第13期及び第14期第3四半期の財務諸表及び四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査及び四半期レビューを受けておりますが、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 当社は第12期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第9期、第10期及び第11期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 第14期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第14期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第14期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
11. 当社は、平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。
なお、第9期、第10期及び第11期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期 第3四半期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月
1株当たり純資産額 (円)	266.00	419.16	633.29	765.98	935.00	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	1.91	153.15	214.12	132.69	169.02	202.32
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

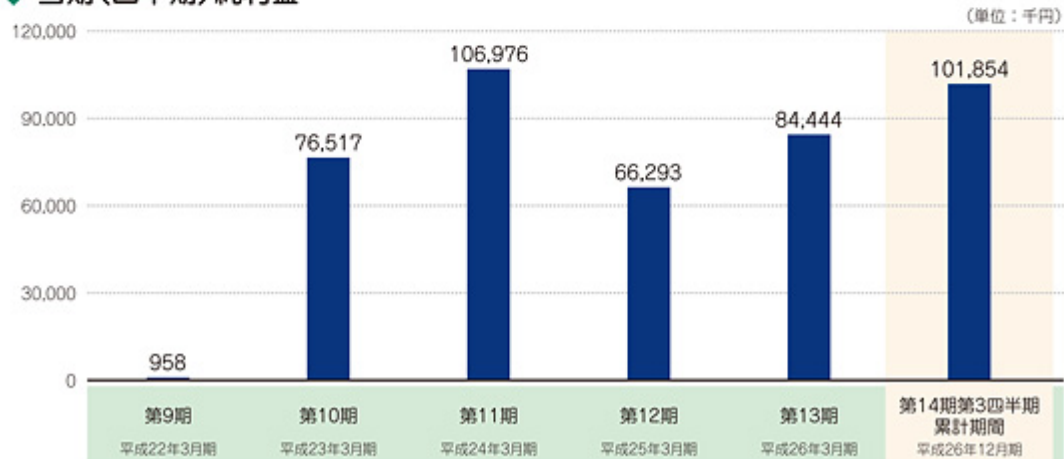
◆ 売上高



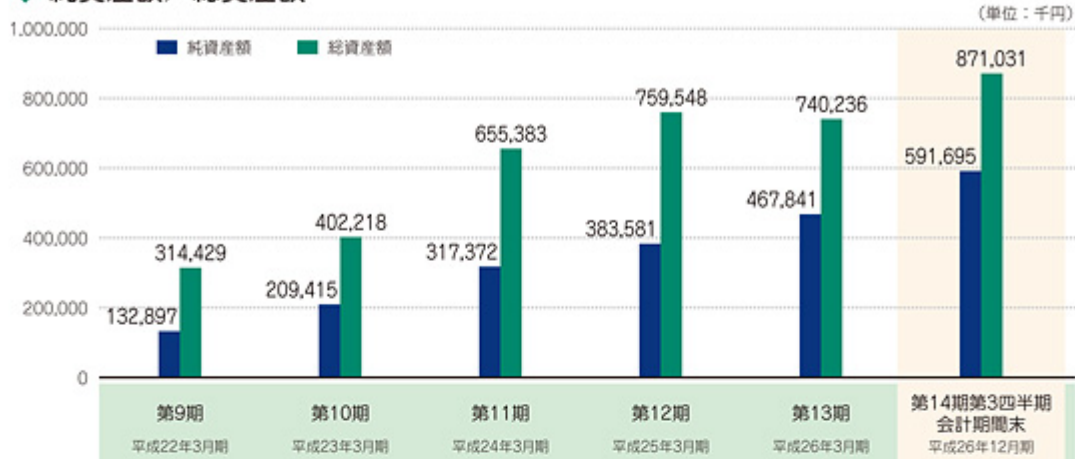
◆ 経常利益



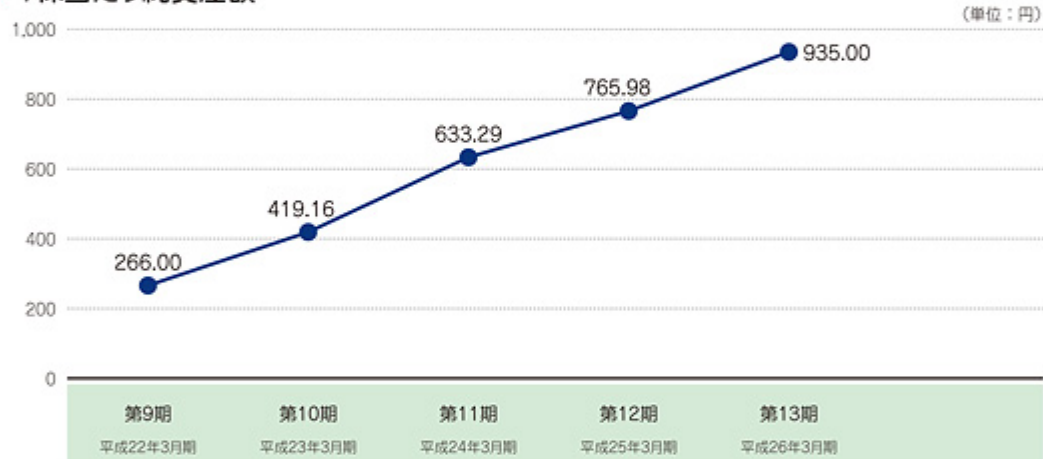
◆ 当期(四半期)純利益



◇ 純資産額／総資産額



◇ 1株当たり純資産額



(注) 当社は、平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。上記では、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

◇ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



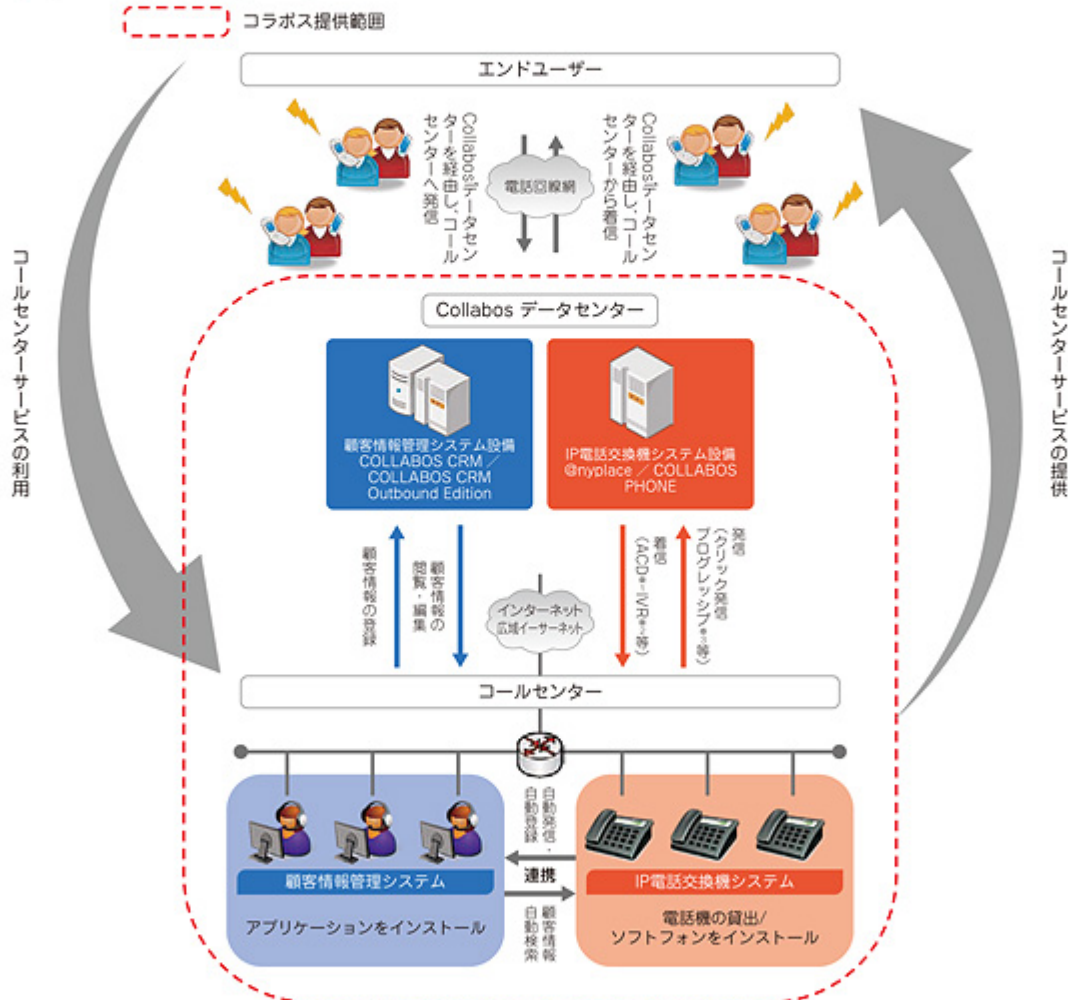
(注) 当社は、平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。上記では、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

③ 事業の内容

当社が提供するクラウドサービス事業は、コールセンターをターゲットとして事業展開をしております。顧客情報及び問い合わせ内容等の情報資産の取得と分析を実施できるコールセンターは、単なる電話対応窓口というだけでなく、顧客とのコミュニケーションツール、ニーズを掘り起こす場として付加価値のあるものとなっております。コールセンターシステムについては、内製化・自社内構築からクラウドサービス利用へとシフトする企業が増えてきております。

クライアントは当社サービスを利用して、エンドユーザー向けのコールセンターサービスを提供することが可能となります。

◆ サービス提供イメージ

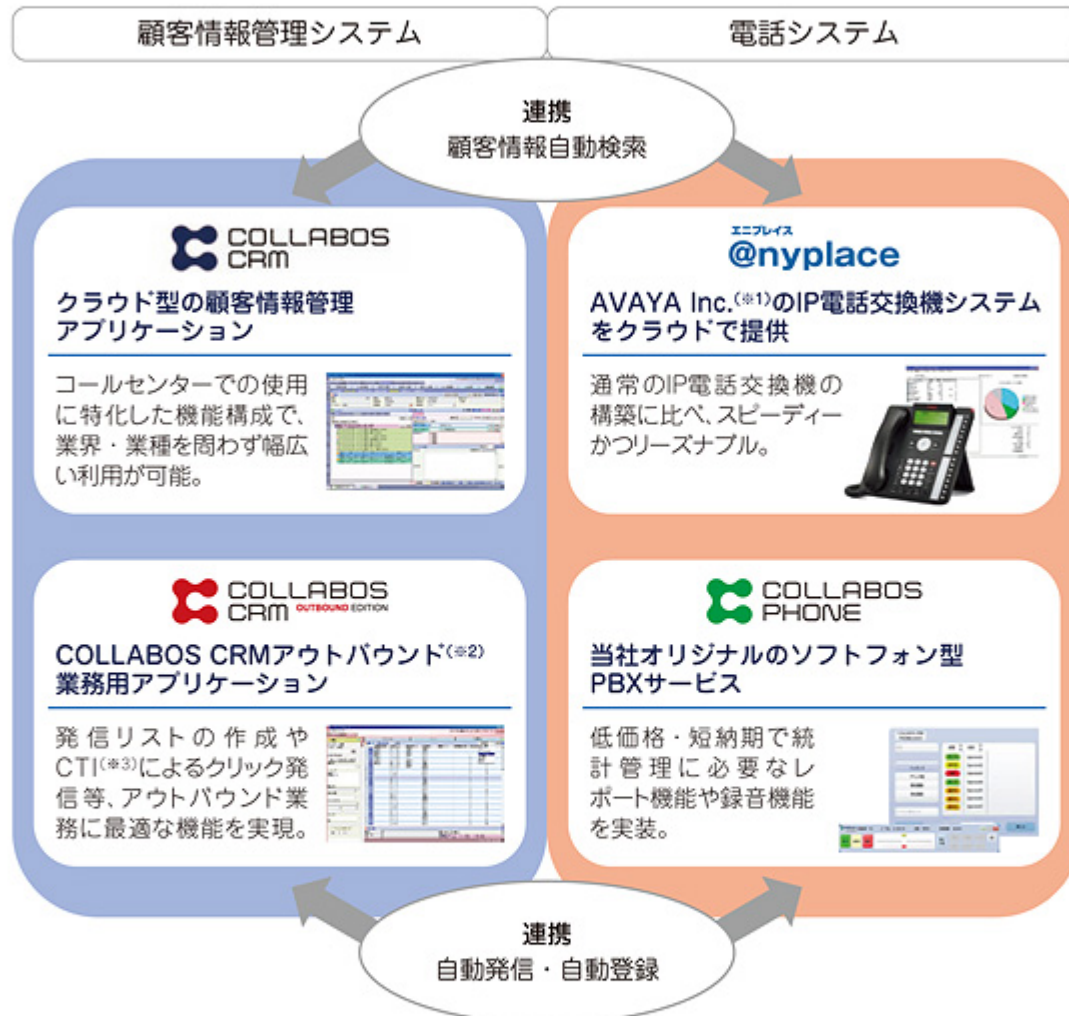


[用語解説]

- ※1. ACD (Automatic Call Distribution) (着信振り分け機能)
オペレーターの状態、コールセンターの状態にあわせて、かかってきた電話を自動で最適なオペレーターに振り分けるシステム。
- ※2. IVR (Interactive Voice Response) (音声自動応答機能)
発信者のダイヤル操作にあわせて、あらかじめ録音してある音声を発信者側に自動的に再生するシステム。
- ※3. プログレッシブ
待機エージェントと同数のコールを自動発信する機能。不応答の電話については、自動判別、自動登録する。

◇ 提供サービス

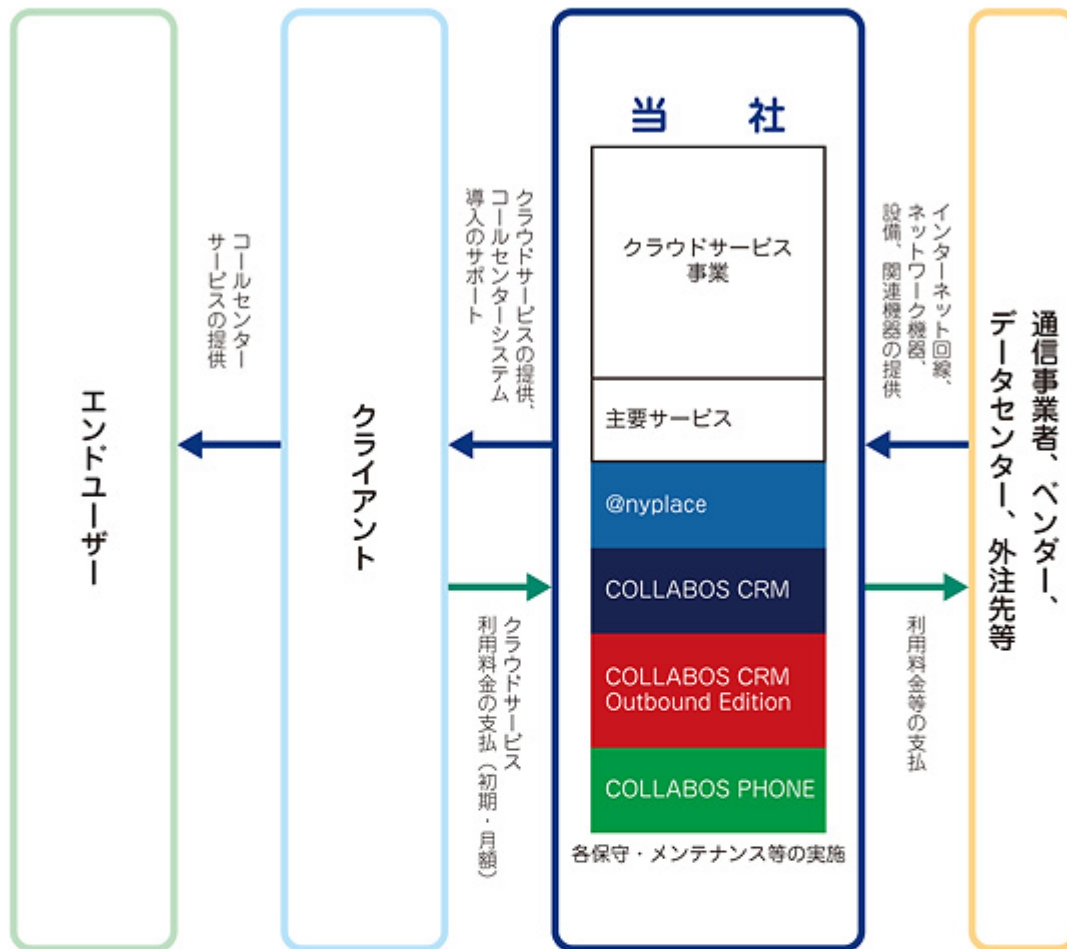
当社はクラウドサービスとして、お客様相談室や製品問い合わせセンター等のコールセンターを所有するクライアントを対象とし、インターネット網を介して、IP電話交換機システムや顧客情報管理システムを月額料金制で提供しております。当社のクラウドサービス事業は、以下の4つの主要サービスから成り立っております。



当社は、上記を主要サービスとしてコールセンター向けの様々なクラウドサービスを提供することを通じて、200席超の大規模コールセンターから5席前後の小規模コールセンターまで規模を問わず、豊富な導入実績をもっております。ワンストップでのサービス提供により、クライアントの導入にかかる手間や初期コストを抑え、簡易にシステムを連動させることが可能です。

また、業界のパイオニアとして多くのナレッジを蓄積しており、システム構築のみならず、通信事業者とのスケジュール調整等の導入時のサポート、また業務開始後も、統計レポート分析のサポートをはじめ業務改善サポートを併せて実施しており、クライアントに密着したサービス提供を行うことで、企業の生産性向上や業務効率改善に貢献しております。

当社の事業系統図は、以下のとおりであります。



〔用語解説〕

※1. AVAYA Inc.

アメリカ合衆国の通信、ネットワーク機器メーカーであります。IP電話交換機、IP電話製品、コールセンター向けソフトウェア等の一連の企業向けコンタクトセンターソリューションを主力製品として提供しており、IP電話交換機製品において国内外に多くの実績がある企業であります。

※2. アウトバウンド

電話発信することを指します。コールセンターにおいては、各種販売促進支援、電話調査、代金支払督促等で行われます。

※3. CTI (Computer Telephony Integration)

電話やFAXをコンピュータシステムに統合する技術で、エンドユーザーに電話で応対するコールセンター業務に広く利用されており、顧客データベースと連携したシステムを指します。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	694,986	883,811	1,116,679	1,249,568	1,357,216
経常利益 (千円)	7,903	126,557	193,683	110,086	144,097
当期純利益 (千円)	958	76,517	106,976	66,293	84,444
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	134,900	134,900	134,900	134,900	134,900
発行済株式総数 (株)	4,996	4,996	4,996	4,996	4,996
純資産額 (千円)	132,897	209,415	317,372	383,581	467,841
総資産額 (千円)	314,429	402,218	655,383	759,548	740,236
1株当たり純資産額 (円)	26,600.86	41,916.64	63,329.09	765.98	935.00
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち、1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	191.94	15,315.78	21,412.44	132.69	169.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	42.3	52.1	48.3	50.4	63.1
自己資本利益率 (%)	0.7	44.7	40.7	19.0	19.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	209,572	203,232
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	202,422	219,583
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	8,775	76,927
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	277,895	184,617
従業員数 (名)	47	55	60	55	58
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔5〕	〔2〕	〔3〕	〔2〕	〔3〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員（休職者を除く）であり、臨時雇用者数（アルバイト、インターン及び派遣社員をいう）は、年間の平均人員を〔外書〕で記載しております。

8. 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

9. 当社は第12期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第9期、第10期及び第11期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 当社は、平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下の通りになります。
- なお、第9期、第10期及び第11期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
1株当たり純資産額 (円)	266.00	419.16	633.29	765.98	935.00
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.91	153.15	214.12	132.69	169.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち、1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

2【沿革】

年月	概要
平成13年10月	アイ・ティー・エックス(株)(出資比率85%)、(株)バーチャレクス(現、バーチャレクス・コンサルティング(株))(同15%)の共同出資により、クラウド型コンタクトセンター基盤の事業化に向け、(株)コラボス(所在地:東京都千代田区霞が関)設立
平成14年4月	東京都中央区日本橋茅場町へ会社を移転
平成14年5月	@nyplaceを提供開始 (5)
平成15年12月	(株)バーチャレクス(現、バーチャレクス・コンサルティング(株))から、アイ・ティー・エックス(株)に株式譲渡(100%出資)
平成17年5月	東京都千代田区霞が関へ会社を移転
平成19年3月	東京都千代田区神田神保町へ会社を移転
平成19年4月	COLLABOS CRMを提供開始 (1)(5)
平成19年10月	プライバシーマーク取得 (2)
平成21年1月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)取得 (3)
平成22年7月	アイ・ティー・エックス(株)から、オリンパスビジネスクリエイツ(株)に株式譲渡(100%出資)
平成22年11月	COLLABOS CRM Outbound Editionを提供開始 (5)
平成23年6月	MBO(マネジメント・バイアウト)実施 (4)
平成23年10月	東京都千代田区西神田へ会社を移転
平成24年2月	COLLABOS PHONEを提供開始 (5)

〔用語解説〕

1. CRM

Customer Relationship Managementの略称であります。情報システムを用いてエンドユーザーの属性や対応履歴を記録・管理し、エンドユーザーに応じたきめ細かい対応を行うことで長期的で良好な関係を築き、顧客満足度を向上させる取り組みのこと、また、そのために利用される情報システムのことです。

2. プライバシーマーク

プライバシーマークとは、日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」に適合して、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を認定するプライバシーマーク制度において、その認証されたことを示すものであります。

3. 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)

情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)とは、「ISO/IEC27001」及び「JIS Q 27001」に基づく認証基準に適合することを認定する一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるISMS適合性評価制度により、企業の情報管理体制が認証されたことを示す国際規格であります。

4. MBO

マネジメント・バイアウト(Management Buyout)の略称であります。過半数以上の株式取得による経営権取得のための経営陣による株式買い取りを意味しております。

当社ではオリンパスビジネスクリエイツ(株)の単独株主となっている状態から、株式公開に向けての効果的な戦略として実施しております。平成23年6月、オリンパスビジネスクリエイツ(株)からNIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合(出資比率42.4%)、当社代表取締役茂木貴雄(同34.0%)、コムテック(株)(同13.6%)に、平成23年7月、オリンパスビジネスクリエイツ(株)から(株)アイカム(出資比率2.3%)、当社取締役小川泰幸(当時)(同0.2%)、同取締役小川勇樹(同0.2%)に株式譲渡を行い、MBOを実施しております。

5. @nyplace、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Edition、COLLABOS PHONE

各種サービスの内容については、「3 事業の内容」に記載のとおりとなります。

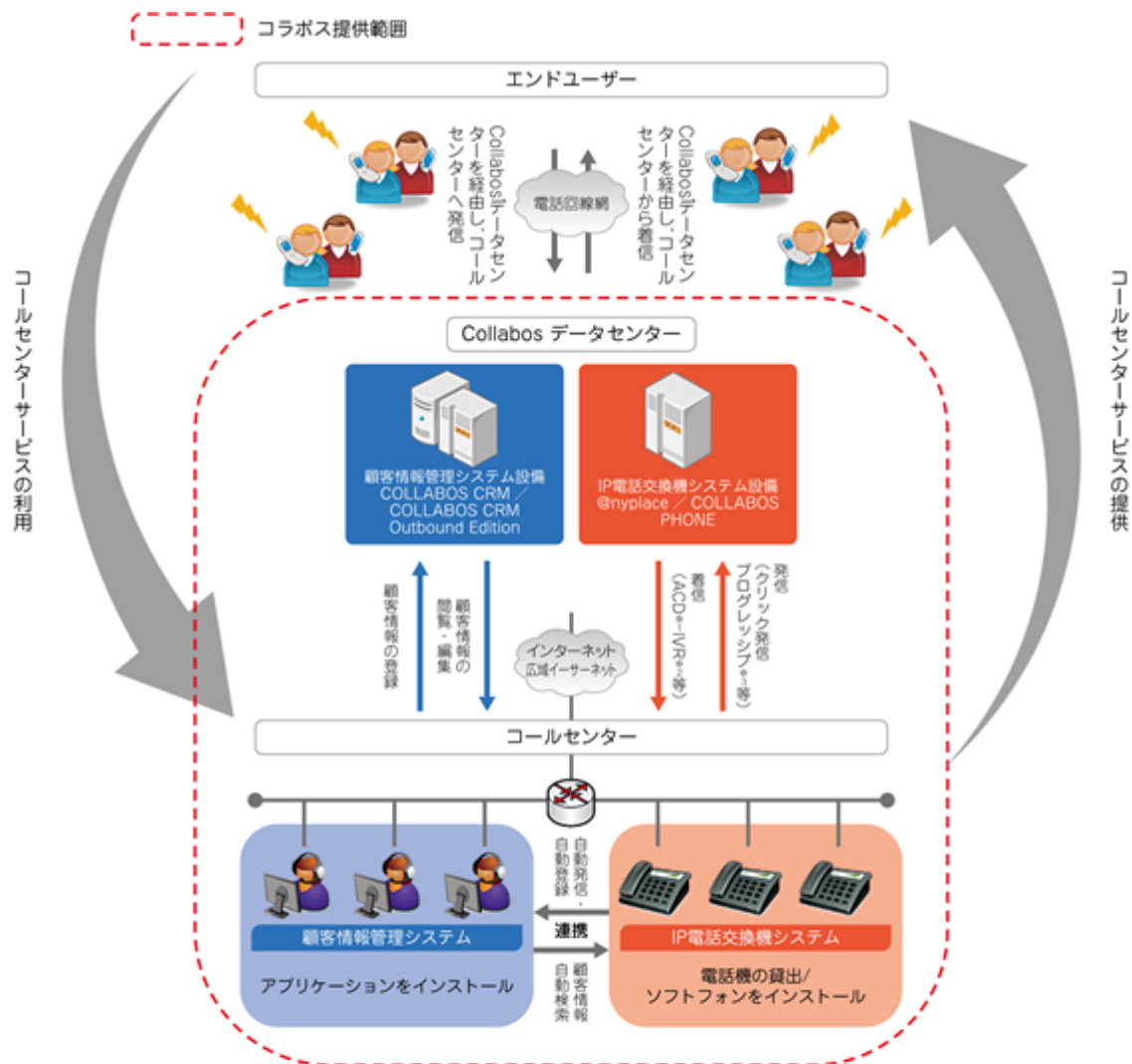
3【事業の内容】

当社の報告セグメントは、単一セグメントとしてクラウドサービス事業を営んでおります。

クラウドサービスは、企業が個別にシステム構築をするのではなく、同じシステムをインターネット経由で共同利用することにより、大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストの低減及び導入期間の短縮が可能となります。

総務省の平成25年通信利用動向調査によると、企業におけるクラウドサービスの利用状況は、平成23年末21.6%から平成25年末33.1%に上昇しており、東日本大震災以降、堅牢性と障害対策への期待から注目が高まっております。導入が容易、安価、拡張性がある、というだけではなく、先進技術の導入が早く、災害対策に優れたITソリューションであるとの認識が広く浸透し、中小企業の生産性向上への活用や、IT利用を促進する方策の1つとして、企業だけではなく、政府からも注目されております。

当社はクラウドサービスとして、お客様相談室や製品問い合わせセンター等のコールセンターを所有するクライアントを対象とし、インターネット網を介して、IP（1）電話交換機システムや顧客情報管理システムを月額料金制で提供しております。上記を模式図にすると、下図のとおりであります。



[用語解説]

- ※1. ACD (Automatic Call Distribution) (着信振り分け機能)
オペレーターの状況、コールセンターの状況にあわせて、かかってきた電話を自動で最適なオペレーターに振り分けるシステム。
- ※2. IVR (Interactive Voice Response) (音声自動応答機能)
発信者のダイヤル操作にあわせて、あらかじめ録音してある音声を発信者側に自動的に再生するシステム。
- ※3. プログレッシブ
待機エージェントと同数のコールを自動発信する機能。不応答の電話については、自動判別、自動登録する。

当社のクラウドサービスは、以下の4つの主要サービスから成り立っております。

(1) @nyplace

可用性の高いAVAYA Inc. (2) のIP電話交換機システムを、クラウドで提供するサービスであります。IP電話交換機を現地構築する場合に比べ、ロケーションを選ばず、スピーディーかつリーズナブルなシステム導入を実現しております。オプションとして通話録音システムの提供も行っており、IP電話交換機と通話録音システムをワンストップで提供することが可能であります。

本サービスは、製造、流通、通信、サービス等の様々な業種に、月次稼働席数約4,600席の導入実績があります。業界のパイオニアとして蓄積したナレッジを活かし、IP電話交換機の導入に関する要件定義や、運用サポート、柔軟な設定作業等の運用面でのサポートも行っており、当社クラウドサービス事業の柱となっております。

価格体系は、設計・設定等に係る初期費用に加え、月額利用料金課金型を採用しており、利用席数の変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

(2) COLLABOS CRM

コールセンターでの利用に特化した顧客情報管理システムを、クラウドで提供するサービスであります。インターフェイスを特徴としており、電話対応、Eメール対応、Web問い合わせの一括管理が可能であります。利用実績として、サービス、金融、製造等の業界・業種を問わず、月次稼働ID数約2,500IDをコールセンターに提供しております。

またCTI (3) 機能として、IP電話機と連動しエンドユーザー情報のポップアップ等、業務補助の機能も充実しており、約半数のクライアントに@nyplace、COLLABOS PHONEと併せて提供しております。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用ID数の変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

(3) COLLABOS CRM Outbound Edition

架電（電話をかける）業務に特化した顧客情報管理システムを、クラウドで提供するサービスであります。架電先リストの作成や架電結果レポートをはじめ、アウトバウンド (4) 業務に特化した機能を実現しております。COLLABOS PHONEと併せて提供することで、PC画面上からのクリック架電や自動架電を行うことができ、業務効率化を図ることが可能であります。主に、サービスサポートのフォローコール業務、テレマーケティング業や金融業のアウトバウンド業務に提供をしております。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用ID数の変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

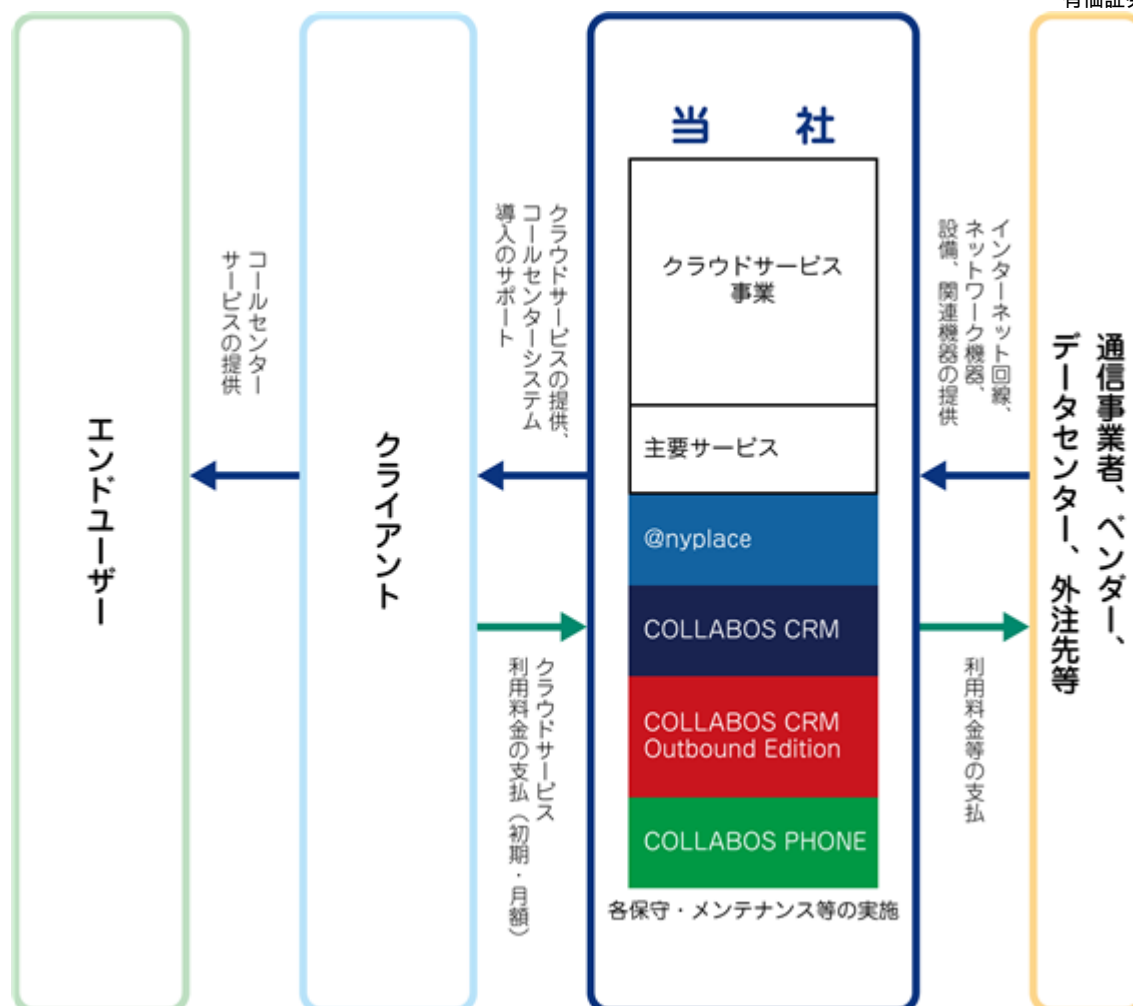
(4) COLLABOS PHONE

@nyplaceでは提供が難しかった5席前後の小規模なコールセンター向けに、Asterisk (5) ベースで開発したソフトフォン (6) を、クラウドで提供するサービスであります。@nyplaceに比べて短納期、低価格での導入が可能であります。

価格体系は、アカウント発行等に係る初期費用に加え、月額利用課金型を採用しており、利用プランの変更、オプション機能の追加等によって、月額利用料が変動いたします。

当社は、以上を主要サービスとしてコールセンター向けの様々なクラウドサービスを提供することを通じて、200席超の大規模コールセンターから5席前後の小規模コールセンターまで規模を問わず、豊富な導入実績をもっております。ワンストップでのサービス提供により、クライアントの導入にかかる手間や初期コストを抑え、簡易にシステムを連動させることが可能です。

また業界のパイオニアとして多くのナレッジを蓄積しており、システム構築のみならず、通信事業者とのスケジュール調整等の導入時のサポート、また業務開始後も、統計レポート分析のサポートをはじめ業務改善サポートを併せて実施しており、クライアントに密着したサービス提供を行うことで、企業の生産性向上や業務効率改善に貢献しております。クライアントは当社サービスを利用して、エンドユーザー向けのコールセンターサービスを提供することが可能となります。上記を模式図にすると、次の図のとおりであります。



〔用語解説〕

1. IP

インターネット上で通信相手を特定するためのIPアドレスに基づいて、パケット（データ通信ネットワークを流れるデータの単位で、伝送されるデータ本体に送信先の所在データなど制御情報を付加した小さなまとまり）を宛先ネットワークやホストまで届ける（ルーティング）ためのプロトコルであります。

2. AVAYA Inc.

アメリカ合衆国の通信、ネットワーク機器メーカーであります。IP電話交換機、IP電話製品、コールセンター向けソフトウェア等の一連の企業向けコンタクトセンターソリューションを主力製品として提供しており、IP電話交換機製品において国内外に多くの実績がある企業であります。

3. CTI

Computer Telephony Integrationの略称であります。電話やFAXをコンピュータシステムに統合する技術で、エンドユーザーに電話で応対するコールセンター業務に広く利用されており、顧客データベースと連携したシステムを指します。

4. アウトバウンド

電話発信することを指します。コールセンターにおいては、各種販売促進支援、電話調査、代金支払督促等で行われます。

5. Asterisk

アメリカ合衆国のDigium, Inc.が開発しているオープンソースのIP電話交換機システムのソフトウェアであります。

6. ソフトフォン

電話機等の専用の機器を使わずに、PCにアプリケーションソフトウェアをインストールしインターネット経由で電話の機能を実現するもの又はそのためのソフトウェアのことであります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年1月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
56〔2〕	29.3	4.45	3,884

（注）1．従業員数は就業人員（休職者を除く）であります。

2．従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員（アルバイト、インターン及び派遣社員をいう）の最近1年間の平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

3．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4．当社は単一セグメントとなるため、セグメント毎の従業員数の記載については、省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社は、労働組合を有しておりませんが、代替として労使委員会を設けており、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第13期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

我が国の経済は、新政権の無制限の量的緩和政策、法人税率の引き下げの検討等の経済政策への期待感から、株価回復傾向と為替の円安基調が続いており、一部の企業の収益にも好転が見られ、景気回復の兆しが見えてまいりました。内需の拡大が進み、設備投資は増加傾向にあります。老朽化設備の更新が中心となっております。新規設備への投資には未だ足踏みが見られ、慎重な歩みが続いております。また外需を取り巻く環境は、財政政策の不透明感のある米国、長らく債務問題を抱えている欧州諸国、成長率が鈍化しつつある中国と不安要素は依然としてあり、消費税増税以降にも継続的に景気回復に向かうか、慎重な見方も広がっております。

このような状況の下、当事業年度は、クライアントのニーズに基づき、既存サービスの機能強化を継続して行いながら、@nyplaceの拡販と利益率向上、COLLABOS CRMの営業利益黒字化、COLLABOS PHONEの営業利益黒字化の3点に取り組んでまいりました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は、1,357,216千円（前年同期比8.6%増）となりました。営業利益は145,781千円（前年同期比30.1%増）となり、営業外収益129千円、営業外費用1,813千円を計上した結果、経常利益は、144,097千円（前年同期比30.9%増）となりました。また、新株予約権戻入益を特別利益へ184千円計上した結果、税引前当期純利益144,281千円を計上し、税金費用を控除した結果、当期純利益は84,444千円（前年同期比27.4%増）となりました。

第14期第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、政府・日本銀行による経済対策や金融緩和策などにより主に大手企業の業績改善、さらには良好な雇用環境を背景に、緩やかな景気回復基調で推移しました。しかしながら消費税引き上げによる駆け込み需要の反動から回復ペースが鈍く、物価上昇に伴う実質賃金減少による個人消費の減退や、シェール革命を起因とした急激な原油安による世界的な経済の下振れリスクの顕在化、中国をはじめとする新興国の経済成長鈍化など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属するクラウドサービス市場は、スマートフォンやタブレット端末などの通信端末の普及拡大や各通信事業者の相次ぐ高速通信回線の提供に伴って、クラウドコンピューティングやビッグデータに対するさまざまなサービス形態が登場し、最近では企業の新システム構築時には8割以上の企業がクラウドサービスを検討するなど、クラウドサービスに対して慎重であった企業の心境変化等も手伝って、市場は拡大の一途をたどっており、2015年度には約1兆円市場をも超えるとも言われています。

このような環境下、当社はコールセンター向けにクラウドサービスを提供していますが、その中でも主力商品である@nyplaceを中心に売上高は順調に推移しており、COLLABOS PHONEやCOLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Edition等のユーザビリティの高い商品もそれぞれ順調に推移した結果、売上高は@nyplace関連で834,938千円、COLLABOS PHONEで64,936千円、COLLABOS CRMで138,886千円、COLLABOS CRM Outbound Editionで27,366千円、その他売上高で15,172千円となり、第3四半期累計期間で売上高は1,081,300千円となりました。営業利益は161,872千円、経常利益は161,552千円、四半期純利益は101,854千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第13期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は184,617千円と、前事業年度末と比べ93,278千円の減少となりました。

営業活動の結果得られた資金は、203,232千円（前年同期比3.0%減）となりました。この主な増加要因としては、税引前当期純利益144,281千円、減価償却費135,212千円を計上したこと、減少要因としては、売上債権の増加21,735千円、仕入債務の減少20,763千円、法人税等の支払額45,065千円があったことによるものであります。

投資活動の結果支出した資金は、219,583千円（前年同期比8.5%増）となりました。主な要因としては、@nyplace、COLLABOS PHONEに関する設備追加に伴う有形固定資産の取得による支出が83,378千円、COLLABOS CRM、COLLABOS PHONEのバージョンアップや新機能追加に伴う無形固定資産の取得による支出が136,205千円あったことによるものであります。

財務活動の結果支出した資金は、76,927千円（前年同期比776.6%増）となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出が69,438千円あったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の主たる業務はクラウドサービス事業のため、生産活動を行っておらず、生産設備を保有していないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

(1) 生産実績と同様に、当社の主たる業務であるクラウドサービス事業の事業特性に馴染まないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績について、当社は単一セグメントとしておりますが、サービス別に示すと、下表のとおりであります。

サービスの名称	売上高（千円）	前年同期比（％）
@nyplace	1,077,119	103.2
COLLABOS CRM	174,870	117.6
COLLABOS CRM Outbound Edition	25,901	153.1
COLLABOS PHONE	58,131	474.2
その他	21,194	76.3
合計	1,357,216	108.6

（注）1．総販売額実績に対する10%以上の相手先はありません。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の営むクラウドサービス事業は、導入コストの削減とスピーディーな導入が可能な点から注目を集める一方、新規参入の多い事業でもあります。

当社は、競合他社との差別化を図るために、クライアントニーズを捉えたサービス、可用性の高いシステム、信頼性のある組織の構築が必要であると考えております。

更なる事業を推進していくため、以下の7点を重要課題として取り組んでおります。

(1) 開発力の強化

当社は、競合他社との差別化を推進するにあたり、様々な規模、業種、業界のクライアントの声が集まる環境にあることを活かし、操作画面の操作性の向上やレポート機能の強化、新機能の追加等のユーザビリティの追求をしております。

平成26年3月期には、COLLABOS CRMのFAQ（1）機能及びスピーチトウテキスト（2）機能の実装や英語表記対応、COLLABOS CRMと@nyplaceのオプションである通話録音システムとのサービス間連携を実現いたしました。

平成27年3月期には、@nyplaceとCOLLABOS CRM Outbound Editionとのサービス間連携の実装を予定しており、サービスの増強に努めております。

(2) システム安定性の強化

当社は、個人情報扱うコールセンター向けに事業展開をしており、高い安全性及び可用性が常に求められます。それらを実現するために、365日24時間のシステム提供に耐えうる十分な設備投資を行っており、持続可能かつ高品質なサービス実現の追求をしております。

(3) 人材育成

当社は、業界のパイオニアではあるものの、第14期目の設立間もない企業であります。従業員の平均年齢が30歳未満と若く、未だ企業として未成熟な部分を抱えていると考えております。

人材を育成する社内体制として、簿記等のビジネスマンとしての基礎研修、当社サービスに関する知識を含むITリテラシー向上のための社内勉強会及び新入社員向けOJTの充実に努め、クライアントのニーズを十分に理解し、貢献できる人材の育成を進めております。

(4) 組織体制の整備

当社は、現在、少人数で効率的な組織運用を図り、生産性の向上に努めております。しかしながら、今後、企業として大きく成長していくためには、人員の拡充、またそれに伴う組織体制の整備は必要不可欠であると考えております。

クライアントの要望をスピーディーに実現していく組織を目標として、専門分野を有する人材の補強、社内研修体制の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、全社的な高い営業力を持ち、全社が隔たりなく連携する組織体制の整備を進めております。

(5) 内部管理体制の強化

企業として大きく成長していくために、クライアントのみならず、社会的な信用を得ることは、今後、重要な課題であると考えております。そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の充実及び経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上を、着実に進めております。

(6) 海外展開への対応

当社は、海外におけるクラウドサービス市場の拡大を見据え、積極的な海外展開を行うことが当社の中長期的な成長を実現する上で重要な要素であると考えております。中でもアジアを戦略的重点地域と位置づけており、現地において事業を行うべく体制の検討をしております。今後は国内で培った当社サービスのノウハウに基づき、現地での事業化へ向けた取り組みを進めていく方針です。

(7) 事業領域の拡大について

当社は、設立以来、IP電話交換機システムや顧客管理システムの提供を中心としたクラウドサービス事業に注力してまいりました。今後においては更なる成長を遂げるために、CRM市場・ビッグデータ市場拡大を見据え、従来のサービスに加え、従来サービスにて蓄積された各種データの活用が可能となる機能及びサービスの提供、WebRTC（3）に対応したサービスの確立、コールセンターのオペレーター向け事業の開発等の周辺事業領域への展開を行い、事業の拡充を図ってまいります。

〔用語解説〕

1. FAQ

Frequently Asked Questionsの略語で、頻繁に尋ねられる質問の意味であります。多くの人々が共通し問い合わせてくる質問とそれに対する回答を集め、データベース化し、検索・利用することにより、コールセンターにおけるオペレータの顧客対応工数の削減及び対応品質の向上を図ることが可能であります。

2. スピーチトゥテキスト

音声データを対象とした自動入力のことです。人の話す音声言語をシステムによって解析し、話した内容を文字データとして自動的に書き起こし入力を行います。コールセンターにおけるオペレータの対応履歴を自動入力化することにより、後処理時間の削減だけでなく対応履歴の確認による品質管理及びリスク管理への活用が可能であります。

3. WebRTC

WebRTCとは、Web Real-Time Communicationsの略で、Webブラウザにプラグイン（アプリケーションソフトウェアの機能を拡張するために追加するプログラム的一种）を追加せずに、Webブラウザ上でのリアルタイムコミュニケーションを可能にするための規格のことです。本規格に対応することにより、プラグイン無しでのWebブラウザ間のボイスチャット、ビデオチャット、ファイル共有等が可能となります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を、取りまとめております。また必ずしもリスクと考えられない事項についても、当社の事業活動を説明する上で、投資家の判断基準になりうる事項については、積極的な情報開示を行っていく観点から記載しております。

当社は、リスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針でありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が独自に判断したものであります。そのため、将来発生しうる可能性があるすべてのリスク及び当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではありません。

(1) 事業内容に関するリスク

特定サービスへの依存について

「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しましたとおり、当社は、4つの主要サービスを提供しておりますが、現在、@nyplaceに売上高の多くが依存しており、申請期においても売上高全体の約80%を占めております。当社の業績が、特定サービスに依存することを好ましい状態とは考えておらず、重点的に機能追加、開発等を行い、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Edition及びCOLLABOS PHONEの収益貢献を目指しております。また新たに当社の柱となる新規サービス、事業の創出に向け、積極的に取り組んでおります。

しかしながら、現時点において主要サービスである@nyplaceが不測の環境変化等の事態に陥った場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また@nyplaceは、Avaya Inc.のIP電話交換機システムを使用しております。当社は、Avaya Inc.の日本法人である日本アバイア(株)の代理店を通じて、Avaya Inc.のIP電話交換機システム、周辺機器及び備品を調達しております。今後、何らかの理由によりAvaya Inc.が日本市場から事業撤退する等、予期せぬ事象が発生し、製品の調達が困難になった場合、@nyplaceの継続的なサービス提供に支障が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

サービス提供の安定性について

クラウドサービス利用を検討する基準として、安定したサービス提供の可否が重要な事項の1つとなっており、当社では、事業の信頼性及び安定したサービス提供の実現性の観点から、設備及びネットワークの管理に細心の注意を払っております。サービス提供に関連する設備は、当社の契約するデータセンターに設置し、機器構成による稼働負荷の物理的、理論的な軽減を行っております。また万が一トラブルが発生した場合においても、短時間で復旧できるよう復旧テストやリスク管理体制を整えております。

しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、平成23年3月に発生した東日本大震災のような想定を超える大規模な地震等により本社及びデータセンター設備が致命的に損壊し、電力供給の停止等の予測不能な事態が起こった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システム不具合について

当社は開発、保守及び運用体制の充実を図り、システム不具合の発生を未然に防ぐ体制の構築に努めておりますが、一般的に、高度なシステムにおいて、大小はあるものの、欠陥発生を完全に解消することは不可能であると言われており、予期せぬシステム不具合が発生する可能性があります。

今後、当社サービス運用上に支障をきたす、ベンダーや開発言語の開発元等による潜在的、かつ致命的な不具合が発覚し、当社が適切に解決できなかった場合、サービス提供に支障が発生する可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備投資について

当社は、既存サービスの強化及び新規サービスの導入を図るとともに、クライアント数の拡大に応じて、継続的な設備投資を計画しております。

しかしながら、事業を継続する中で、過年度の実績を大きく上回る急激なアカウント数の増加、当社の予測を超えるインターネット技術等の進歩に伴うシステム投資の発生等により、投資時期、内容、設備規模について変更せざるを得ない状況となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業拠点及び主要設備の集中について

当社の本社及び当社の契約するデータセンターは、東京都を中心とした首都圏近郊に集中しております。そのため、東日本大震災のような想定を超える大規模災害等の発生により、首都圏近郊の都市機能の一切が麻痺した場合、当社の事業継続が困難になる可能性があります。

またインフラ麻痺等による、クライアント対応の遅延等当社のサービス体制に大きな支障が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材育成及び採用について

クラウドサービス市場は、非常に技術革新の早く、競合他社との競争が激しい市場であります。そのため、専門技術に精通し、クライアントの希望要件に併せた提案等のできる応用力を持った人材、また組織運営等のマネジメントに優れた人材の育成、継続的な確保が重要となり、人材の育成又は採用ができなかった場合、将来にわたり当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また人員の育成、採用のため、研修その他のコストを追加的に負担する必要が生じる可能性があり、これらの追加コストは、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境に関するリスク

インターネット環境について

クラウドサービスは、インターネット環境を通じてサービス提供を行うものであり、法人によるインターネット利用の更なる普及が、当社の成長のための必要な条件であります。

今後、インターネット利用の普及に伴い通信遅延、回線障害等の通信インフラに関する弊害や、悪質なハッカー等の第三者からの侵害等の人的弊害の広がり、インターネット利用に関する新たな法的規制の導入等、その他予期せざる要因が発生し、法人によるインターネット利用が縮小する状態となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

クラウドサービス市場は、技術革新の早い市場であります。そのため、当社の主要サービスである@nyplace、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Edition、COLLABOS PHONEは、クライアントへのアンケートや訪問・提案等の日々の営業活動の中でニーズを集約しながら、積極的な技術投入を行っており、競争力のある独自のサービスを構築していく方針であります。

しかしながら、競合他社等により先進的な技術革新があり、当社の対応が遅れた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

市場競争について

クラウドサービス市場において、当社は早期事業参入をしておりパイオニアとしてのメリットを活かしながら、市場ニーズに合致するサービス提供を目指し開発を行い、競合他社との差別化を図っております。

しかしながら、今後の市場が拡大する中、大手システムエンジニアリング会社や通信事業者等の競争力の高い企業を含む、多くの新規参入企業が考えられ、それらの新規参入事業者の登場による技術革新、価格競争等の激化により、当社の優位性が薄れた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

顧客のクラウドサービスの利用方針について

当社のクラウドサービスは、コールセンターを所有するクライアントを対象とし、インターネット網を介して、IP電話交換機システムや顧客情報管理システムを月額料金制で提供しております。企業が自社でシステムを構築するのと比較して、大規模な設備投資が不要になるとともに、導入コストを低減すること及び導入期間を短縮することが可能となります。

しかしながら、顧客がクラウドサービスの利用方針を変更し、当社クラウドサービスの利用から自社でのシステム運営に切り替えた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株価形成に関するリスク

NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合との関係について

本書提出日現在、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合が当社の第3位の株主として議決権の16.63%を保有しております。なお、同組合は、株式会社三井住友銀行が出資する投資事業組合であります。

同組合による当社株式取得は純投資であるため、同組合は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定する「その他の関係会社」に該当しておりません。また、当社と同組合の間に人的関係及び営業上の取引関係はありません。

なお、当社は、株式会社三井住友銀行とは、預金・融資等の銀行取引はありますが、それ以外の営業上の取引関係はなく、人的関係もありません。

同組合は上場時において、所有する当社株式の一部の売出しを行う予定であるほか、上場後においてもロックアップ期間の経過後においては当社株式を売却する可能性があるため、当社株式の株価形成に影響を与える可能性があります。

また、株式会社三井住友銀行の完全子会社であり、本募集及び売出しの主幹証券であるS M B C日興証券株式会社は、その業務上、当社株式について、別途自己勘定での売買取引又は顧客に対する投資勧誘等を行う場合があります。

潜在株式について

当社は、取締役及び従業員に対して新株予約権を利用したストックオプション制度を採用しております。当該新株予約権は、平成23年6月15日及び平成26年12月5日開催の株主総会において決議されたものであります。本書提出日現在、発行済株式総数611,000株、新株予約権による潜在株式数138,800株となっております。権利行使期間においてこれらの新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4) 事業体制に関するリスク

当社は、従業員の数が100名以下の小規模の組織で形成される中小企業であります。現在の経営判断及び業務執行の体制は、これに応じたものになっております。当社は、今後大きく成長するにあたり、事業拡大に伴う人員の拡充、人材育成を行うとともに、経営判断及び業務執行の体制を充実させていく必要があると考えております。また体制構築にあたり、十分にコーポレート・ガバナンスが機能するため、内部統制システムの整備、運用及び各業務プロセスの管理体制の構築を同様に推進していく必要があると考えております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、適切な事業体制が整備できず、十分なコーポレート・ガバナンス体制での業務運用が困難となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 法令遵守に関するリスク

コンプライアンスについて

当社は、クラウドサービス事業者及び個人情報取扱事業者として、インターネットに関連する規制である電気通信事業法及び各種個人情報の取り扱いに関する法規制等の遵守は、当社が社会的な責任を果たすために、重要な事項であると考えております。

当社は、上記の対応として、コンプライアンス体制の構築及び維持に努めております。プライバシーマーク制度やISMS適合性評価制度の認証の取得、コンプライアンス研修の実施、機密情報取扱に関する研修等の社内教育の充実、各業務プロセスの管理、改善を行う体制構築と、法令遵守に向けた内部管理体制の構築を推進しております。

しかしながら、今後進むとみられる法整備状況への対応の遅れ、予期せぬ自然災害、人的ミスの影響等による機密情報の流出、又は管理体制の不備等のため、役員及び従業員に法令等違反が発生した場合、当社の社会的な信用の低下、情報流出防止対策、損害賠償等の多額の費用の発生等が考えられ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権の侵害について

現在、当社はオープンソースを利用したシステム開発等により、サービス提供を行っております。過去もしくは現時点において、当社に対し第三者からの知的財産権の侵害等による訴訟が発生した事実はありませんが、今後、当社の認識の範囲外で第三者が新たに取得した知的財産権等の内容によっては、当社に対する損害賠償等の訴訟が発生する可能性の一切を否定はできず、その場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他特筆すべきリスク

個人情報及び企業情報の保護について

当社では、業務に関連して多数の個人情報及び企業情報を保有しております。当社は情報管理に関する全社的な取り組みとして、個人情報保護方針、情報セキュリティ基本方針の公表及び諸規程を制定するとともに、社内教育による情報管理への意識向上等の施策を実施しております。また、個人情報についてはプライバシーマークの認証を取得している他、情報資産の漏洩や改ざん、不正利用等を防ぐため情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得し、社内の情報資産に関しリスク分析を行い、リスクがある事項に関しては改善策を講じ、情報漏洩の防止に努めております。

しかしながら、これらの施策にもかかわらず、情報機器の誤作動や操作ミス等により個人情報や企業情報が漏洩した場合、損害賠償責任の負担、当社の社会的信用の失墜等が考えられ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物に対する依存について

当社の代表取締役社長である茂木貴雄は、経営方針や事業戦略の決定を始め、当社の企業活動において重要な役割を果たしております。当社は茂木貴雄に過度な依存をしないため、取締役会における役員間の情報共有、管理職員の業務執行の充実に向けた規程、職務執行体制、経営層に係る業務の分散を図る組織体制等の整備を行っております。

しかしながら、茂木貴雄が何らかの理由において当社の業務の一切を継続することができなくなった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

第13期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における、売上高は1,357,216千円（前年同期比107,648千円増）、営業利益は145,781千円（前年同期比33,730千円増）、経常利益は144,097千円（前年同期比34,010千円増）となりました。当期純利益は、84,444千円（前年同期比18,150千円増）となりました。当事業年度における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外損益及び特別損益の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

売上高

当事業年度の売上高は、1,357,216千円（前年同期比107,648千円増）となりました。主な要因は、クライアント紹介による新規契約及び大規模なコールセンタープロジェクトの受注によるものであります。

売上原価

当事業年度の売上原価は、822,352千円（前年同期比79,054千円増）となりました。主な要因は、@nyplace及びCOLLABOS PHONEご利用のクライアントの増加に伴う通信原価の増加（前年同期比26,865千円増）並びに各サービスの追加機能実装等に伴う減価償却費の増加（前年同期比22,608千円増）によるものであります。

販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は、389,082千円（前年同期比5,136千円減）となりました。主な要因は、販促活動の見直しに伴う広告宣伝費の削減（前年同期比7,566千円減）及び営業活動における出張見直しに伴う旅費交通費の削減（前年同期比4,932千円減）、並びに本社オフィスの更新に伴う家賃の増加（前年同期比4,487千円増）によるものであります。

営業外損益

当事業年度の営業外収益は、129千円（前年同期比366千円減）となりました。主な要因は、還付税金の減少（前年同期比199千円減）によるものであります。

当事業年度の営業外費用は、1,813千円（前年同期比647千円減）となりました。主な要因は、借入金返済に伴う支払利息の減少（前年同期比654千円減）によるものであります。

特別損益

当事業年度の特別利益は、184千円（前年同期比99千円増）となりました。主な要因は、新株予約権戻入益（前年同期比99千円増）によるものであります。また当事業年度において、特別損失の発生はありませんでした。

第14期第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期累計期間における売上高、売上原価、販売費及び一般管理費の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

売上高

当第3四半期累計期間は、@nyplace関連のコールセンター席数は順調に推移し、680席増加し4,655席となり売上高は834,938千円となりました。COLLABOS PHONEのチャンネル数（同時回線接続数）は200チャンネル増加し623チャンネルとなり売上高は64,936千円となりました。COLLABOS CRMの利用ID数は318ID増加し2,511IDとなり売上高は138,886千円、COLLABOS CRM Outbound Editionの利用ID数は92ID増加し443IDとなり売上高は27,366千円となりました。その他売上高で15,172千円となり、第3四半期累計期間で売上高は1,081,300千円となりました。

売上原価

当第3四半期累計期間の売上原価は、628,749千円となりました。主に各サービスそれぞれで回線料、ネットワーク機器等の保守料、ホスティング費用、顧客毎のコールフロー設定等の作業料等が発生し、@nyplace関連で444,824千円、COLLABOS PHONEで76,767千円、COLLABOS CRM（含む、Outbound Edition）で95,776千円となりました。

販売費及び一般管理費

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、290,678千円となりました。主な内訳は、人件費161,568千円、業務委託費、広告宣伝費、旅費交通費等の人件費以外の経費129,109千円であります。

(2) 財政状態の分析

第13期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度末における総資産、負債及び純資産の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

総資産

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べ19,311千円減少し、740,236千円となりました。主な要因は、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Edition等の新機能追加に伴うソフトウェア51,876千円の増加により、固定資産が362,169千円（前事業年度末比40,739千円増）となったこと、また上場準備に伴う業務委託、現地作業及び設定作業に伴う業務委託、及びシステム開発の増加に伴う支払い等により、現金及び預金が93,278千円の減少となり、流動資産が378,067千円（前事業年度末比60,051千円減）となったことによるものであります。

負債

当事業年度末における負債の合計は、前事業年度末に比べ103,571千円減少し、272,395千円となりました。主な要因は、前事業年度に納入した@nyplace関連機器等の支払いに伴い未払金59,622千円が減少、また長期借入金返済に伴い1年内返済予定の長期借入金33,343千円が減少し、流動負債が216,724千円（前事業年度末比90,688千円減）となったこと、また固定負債では、長期借入金の返済に伴い36,095千円減少し、55,670千円（前事業年度末比12,882千円）となったことによるものであります。

純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べ84,260千円増加し、467,841千円となりました。主な要因としては、当期純利益の計上に伴い利益剰余金が84,444千円増加したことによるものであります。

第14期第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期会計期間末における総資産、負債及び純資産の状況と主な要因は次のとおりであります。

総資産

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて130,794千円増加し、871,031千円となりました。主な要因は、売掛債権の回収による現金及び預金の増加及び、データセンター資産の増設等による増加であります。

負債

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べて6,940千円増加し、279,335千円となりました。主な要因は、未払法人税等の支払い、有利子負債の返済による減少がある一方、データセンター設備の増設によるリース債務の増加によるものであります。

純資産

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて123,853千円増加し、591,695千円となりました。主な要因は、利益剰余金が101,854千円増加、ストックオプション行使により資本金及び資本剰余金が合計して22,148千円増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

第13期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は184,617千円と、前事業年度末と比べ93,278千円の減少となりました。

営業活動の結果得られた資金は、203,232千円（前年同期比3.0%減）となりました。この主な増加要因としては、税引前当期純利益144,281千円、減価償却費135,212千円を計上したこと、減少要因としては、売上債権の増加21,735千円、仕入債務の減少20,763千円、法人税等の支払額45,065千円があったことによるものであります。

投資活動の結果支出した資金は、219,583千円（前年同期比8.5%増）となりました。主な要因としては@nyplace、COLLABOS PHONEに関する設備追加に伴う有形固定資産の取得による支出が83,378千円、COLLABOS CRM、COLLABOS PHONEのバージョンアップや新機能追加に伴う無形固定資産の取得による支出が136,205千円あったことによるものであります。

財務活動の結果支出した資金は、76,927千円（前年同期比776.6%増）となりました。この主な要因は、長期借入金の返済による支出が69,438千円あったことによるものであります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

IT業界においては、新たなビジネスモデルとしてクラウドビジネスが急速に成長してきており、顧客が必要とする様々な機能をクラウド上で連携し、安価で高品質なサービスを提供することが、当社の事業の優位性につながると考えております。

当社が提供するクラウドサービス事業は、コールセンターをターゲットとして事業展開をしております。顧客情報及び問合せ内容等の情報資産の取得と分析を実施できるコールセンターは、単なる電話対応窓口というだけでなく、顧客とのコミュニケーションツール、ニーズを掘り起こす場として付加価値のあるものとなっております。

コールセンターシステムについては、内製化・自社内構築からクラウドサービス利用へとシフトする企業が増え続けております。当社が高いシェアを誇るコールセンターCTI関連市場では、平成25年度は約40億円規模（ミック経済研究所『クラウドサービス市場の現状と展望2013年度版（発刊日：2013年10月30日）』）と、毎年伸長しており、継続的に成長傾向にあります。

また、近年ではビッグデータが注目を集めており、顧客の声を集約することができるコールセンターは、その一翼を担う存在であります。このような動向を注視しつつ、クライアントCRM（Customer Relationship Management）の構築・向上をサポートし、エンドユーザーとの相互理解と関係構築を推進しCLV（Customer Lifetime Value）を最大化させるための基盤となる、柔軟でリーズナブルなサービスを提供していきます。

当社の提供するサービスは、主要サービス間のCTI連携を行うことで、散在するデータベース及びエンドユーザー対応履歴（電話、メール・ファックス等）情報の一元管理と分析を行うことが可能であります。また当社は、クライアントの声を集約しユーザビリティの向上を進め、システム開発、機能拡充等を行っていき、より顧客満足度の高い事業を展開して行く方針であります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針につきましては「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第13期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、@nyplace、COLLABOS CRM、COLLABOS CRM Outbound Edition、COLLABOS PHONE、の主要サービスの利用拡大、安定的にサービスを提供するための処理速度の維持・向上を図ること、また市場ニーズ、技術革新等に対応した新しいサービス、機能提供のためのシステム開発、既存システム、サービスのメンテナンス効率や信頼性・安定性の向上を主目的として、設備投資を行っております。

当事業年度においては、工具、器具及び備品の購入、無形固定資産の取得等を行い、その総額は176,622千円となりました。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第14期第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物	工具、器具及び備品	リース資産	無形固定資産	合計	
本社 (東京都千代田区)	クラウドサービス事業	当社主要サービスに係る資産一式及び什器備品等	203	81,714	53,066	173,789	308,774	58〔3〕

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は〔外書〕としております。
 4. 帳簿価額の各分類の主たるものは以下のとおりであります。

建物	事務所造作、事務所内電気設備、火災設備
工具、器具及び備品	事務用機器、TV会議システム、クラウドサービス事業に係る有形固定資産一式
リース資産	クラウドサービス事業用設備、什器備品及びレンタル機器
無形固定資産	クラウドサービス事業に係る無形固定資産一式及びその他資産

5. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料（千円）
本社 (東京都千代田区)	クラウドサービス事業	本社オフィス	29,127

3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年1月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金 調達 方法	着手 予定 年月	完成 予定 年月	完成後の増 加能力
		総額 (千円)	既支 払額 (千円)				
本社 (東京都千代田区)	事業拠点（営業拠点）の 新設、設備投資	50,000	-	増資資金	平成28年 (注2)	平成29年 (注2)	- (注3)
本社 (東京都千代田区)	ソフトウェア（新サービ ス開発）	100,000	-	増資資金	平成28年 (注2)	平成29年 (注2)	- (注3)
本社 (東京都千代田区)	ソフトウェア（セキュリ ティ強化及びシステム の一部冗長化）	100,000	-	増資資金	平成28年 (注2)	平成29年 (注2)	- (注3)
本社 (東京都千代田区)	ソフトウェア（基幹シス テムの導入）	50,240	-	増資資金 及び 自己資金	-	平成29年 (注2)	- (注3)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、平成28年3月期中の着手、平成29年3月期中の完成を予定しており、月は未定であります。

3. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,998,400
計	1,998,400

(注) 平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。また、平成26年12月22日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成26年12月22日付で発行可能株式総数に関する定款変更が行われております。これらに伴い、発行可能株式総数は、1,990,400株増加し、1,998,400株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	611,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 (注2)
計	611,000	-	-

(注) 1. 平成26年12月11日付で、新株予約権の行使により発行済株式総数が500株増加しております。また、平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。これにより発行済株式総数は、544,104株増加し、549,600株となっております。

2. 平成26年12月22日開催の臨時株主総会決議にて単元株制度導入に伴う定款変更が行われ、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

3. 平成27年1月16日付で、新株予約権の行使により発行済株式総数が61,400株増加しております。これにより発行済株式総数は、611,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権(平成23年6月15日定時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)(注2、8)	303	302
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注3、8、9)	303	30,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注4、9)	44,000	440
新株予約権の行使期間	自平成23年7月7日 至平成30年7月6日	自平成23年7月7日 至平成30年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注1、9)	発行価格 44,000 資本組入金 22,000	発行価格 440 資本組入金 220
新株予約権の行使の条件	(注5)	(注5)
新株予約権の取得に関する事項	(注6)	(注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注7)	(注7)

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき590円で有償発行しております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
3. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていないものについてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

4. 新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整するものとする。

- (1) 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社がその時点における時価を下回る価額で新株式の発行、又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

また、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- (1) 本新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを権利行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位、又は当社の発行済株式総数の15%以上を保有する法人株主（ただし、法令上の会社に限る）及びそのグループ会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。
- (3) その他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

6. 下記の事由が生じた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書・分割計画書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたとき。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使条件に該当せず、新株予約権の行使ができなくなった場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (4) 以下に掲げる各事由が発生したとき（ただし、株式分割又は株式併合を行う場合、（注4）(1)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする）。

以下のa、bに該当する期間に、その対価を 1 株当たりa、bの金額以下とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

a. 平成23年7月6日より平成24年7月5日まで、43,120円

b. 平成24年7月6日から平成25年7月5日まで、48,400円

当社の普通株式につき、以下のa、bに該当する期間に、その対価を 1 株当たりa、bの金額以下として、売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

a. 平成23年7月6日より平成24年7月5日まで、43,120円

b. 平成24年7月6日から平成25年7月5日まで、48,400円

当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、以下のa、bに該当する期間に、その対価を1株当たりa、bの金額以下となった場合。

a. 平成23年7月6日より平成24年7月5日まで、43,120円

b. 平成24年7月6日から平成25年7月5日まで、48,400円

割当日以降の事業年度毎に第三者評価機関によって算定された1株当たり株式価値が、以下のa、bに該当する期間に、その対価を1株当たりa、bの金額以下となった場合。

a. 平成23年7月6日より平成24年7月5日まで、43,120円

b. 平成24年7月6日から平成25年7月5日まで、48,400円

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注4）(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注4）(1)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に（注7）(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

9. 平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成23年6月15日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成27年1月31日）
新株予約権の数（個）（注2、8）	1,800	686
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注3、8、9）	1,800	68,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注4、9）	44,000	440
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月7日 至 平成30年7月6日	自 平成23年7月7日 至 平成30年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注1、9）	発行価格 44,000 資本組入金 22,000	発行価格 440 資本組入金 220
新株予約権の行使の条件	（注5）	（注5）
新株予約権の取得に関する事項	（注6）	（注6）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。	新株予約権者は、本新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	（注7）

（注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき296円で有償発行しております。

2．新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

3．新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていないものについてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

4．新株予約権の割当日以降に下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整するものとする。

(1) 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社がその時点における時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

また、上記の他、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

5．新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

(1) 定時株主総会で報告された平成24年3月期の当期純利益の達成度合いに応じて、平成24年3月期の計算書類が定時株主総会で報告された月の翌月1日以降、割当を受けた本新株予約権の個数のうち以下の乃至の記載に対応する割合を乗じた数を行行使することができる。ただし、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てる。なお、乃至に該当しない場合は、割当を受けた本新株予約権の総個数の内、50%は行使できないものとする。

当期純利益が53,200千円以上64,600千円未満の場合 25%

当期純利益が64,600千円以上76,000千円未満の場合 37.5%

当期純利益が76,000千円以上の場合 50%

- (2) 本新株予約権者は、(注5)(1)により行使可能となった本新株予約権の数に加えて、当社の定時株主総会で報告された平成25年3月期の当期純利益の達成度合いに応じて、平成25年3月期の計算書類が定時株主総会で報告された月の翌月1日以降、割当を受けた本新株予約権の個数のうち以下の乃至の記載に対応する割合を乗じた数を新たに行使することができる。ただし、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てる。なお、乃至に該当しない場合は、(注5)(1)により行使可能となった本新株予約権の数に加えて新たに本新株予約権を行使することはできないものとする。

当期純利益が65,200千円以上81,500千円未満の場合 25%

当期純利益が81,500千円以上97,800千円未満の場合 37.5%

当期純利益が97,800千円以上の場合 50%

- (3) 発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを権利行使することができる。
- (4) 権利行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位、又は当社の発行済株式総数の15%以上を保有する法人株主(ただし、法令上の会社に限る)及びそのグループ会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。
- (5) (注5)(4)に規定する条件に該当しなくなった者であっても、取締役会の承認を得た場合は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に従ってこれを行使することができるものとする。
- (6) (注5)(3)及び(4)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、相続により本新株予約権を取得した者は、下記、のいずれかを満たし、かつ、のいずれかを満たした場合に限り、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に従ってこれを行使することができるものとする。

相続時に被相続人が(注5)(4)に規定する条件に該当する場合。

相続時に被相続人が(注5)(5)の規定により行使することができる場合。

相続時に当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合。

取締役会の承認を得た場合。

- (7) 本契約に違反した場合には行使できないものとする。

6. 下記の事由が生じた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、又は当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書・分割計画書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたとき。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使条件に該当せず、新株予約権の行使ができなくなった場合。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合。
- (4) 以下に掲げる各事由が発生したとき(ただし、株式分割又は株式併合を行う場合、(注4)(1)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする)。

以下のa、bに該当する期間に、その対価を1株当たりa、bの金額以下とする当社の普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

a. 平成23年7月6日より平成24年7月5日まで、43,120円

b. 平成24年7月6日から平成25年7月5日まで、48,400円

当社の普通株式につき、以下のa、bに該当する期間に、その対価を1株当たりa、bの金額以下として、売買その他の取引が行われた場合(ただし、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

a. 平成23年7月6日より平成24年7月5日まで、43,120円

b. 平成24年7月6日から平成25年7月5日まで、48,400円

当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、以下のa、bに該当する期間に、その対価を1株当たりa、bの金額以下となった場合。

a. 平成23年7月6日より平成24年7月5日まで、43,120円

b. 平成24年7月6日から平成25年7月5日まで、48,400円

割当日以降の事業年度毎に第三者評価機関によって算定された1株当たり株式価値が、以下のa、bに該当する期間に、その対価を1株当たりa、bの金額以下となった場合。

a. 平成23年7月6日より平成24年7月5日まで、43,120円

b. 平成24年7月6日から平成25年7月5日まで、48,400円

7. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予

約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注4)(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注4)(1)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に(注7)(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
8. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
9. 平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（平成26年12月5日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	-	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2、6)	-	40,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3、6)	-	1,600
新株予約権の行使期間	-	自平成28年12月23日 至平成36年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注6)	-	発行価格 1,600 資本組入金 800
新株予約権の行使の条件	-	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式の分割(株式無償割当を含む。)又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

4. 新株予約権の行使条件は、下記のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社ならびに当社の子会社、主要株主会社(15%以上の当社の株式を有している株主)及びそのグループ会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職による場合及び当社の取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に、以下の期間区分に対応して権利を行使できるものとする。

上場日から1年を経過した日の前日まで 付与された権利の50%以下
上場日から1年を経過した日以降 付与された権利の全部

- (4) 新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合についてのみ、上場した日より6ヶ月が経過するまでは、新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
6. 平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割が行われております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成26年12月11日 (注1)	500	5,496	11,074	145,974	11,074	125,974
平成26年12月24日 (注2)	544,104	549,600	-	145,974	-	125,974
平成27年1月16日 (注1)	61,400	611,000	13,598	159,572	13,598	139,572

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成27年2月12日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	6	-	-	22	28	-
所有株式数（単元）	-	-	-	2,774	-	-	3,336	6,110	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	45.41	-	-	54.59	100.00	-

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年2月12日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 611,000	6,110	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	611,000	-	-
総株主の議決権	-	6,110	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第5回新株予約権（平成23年6月15日定時株主総会決議）

会社法に基づき、平成23年6月15日時点及び現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年6月15日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員43（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者区分及び人数は、取締役2名及び従業員28名の合計30名となっております。

第6回新株予約権（平成23年6月15日定時株主総会決議）

会社法に基づき、平成23年6月15日時点で在任する当社取締役に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成23年6月15日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注） 付与対象者の退職等による権利の喪失により、提出日現在の付与対象者区分及び人数は、取締役2名となっております。

第7回新株予約権（平成26年12月5日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成26年12月5日時点及び現在在籍する当社取締役及び従業員に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年12月5日の臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年12月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4、当社従業員58
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	茂木 貴雄	昭和47年7月18日生	平成7年4月 平成12年4月 平成13年10月 平成15年6月 平成16年4月	日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 アイ・ティー・エックス(株) 入社 当社 営業開発部長 就任 取締役 就任 代表取締役社長 就任(現任)	注2	282,300
取締役	ソリューション セールス部・カ スタマーディ ライト部管掌役員 兼ソリューション セールス部長	小川 勇樹	昭和55年8月5日生	平成15年4月 平成17年7月 平成20年10月 平成23年6月 平成25年10月	(株)文寿堂 入社 当社 入社 営業部長就任 取締役 就任(現任) ソリューションセールス部長 就任(現任)	注2	1,500
取締役	システムオペ レーション部管 掌役員兼システ ムオペレーショ ン部長	齋藤 一紀	昭和54年1月16日生	平成9年4月 平成17年5月 平成23年10月 平成25年2月 平成26年4月	東信産業(株) 入社 当社 入社 システムオペレーション部長 就任 取締役 就任(現任) システムオペレーション部長 就任(現任)	注2	2,500
取締役	ビジネスデベ ロップメント部 管掌役員兼ビジ ネスデベロップ メント部長	鈴木 裕幸	昭和57年9月17日生	平成18年4月 平成19年10月 平成23年10月 平成25年1月 平成25年2月 平成26年7月	(株)ニッシン 入社 当社 入社 ソリューションセールス部長 就任 経営企画部長 就任 取締役 就任(現任) ビジネスデベロップメント部 長 就任(現任)	注2	-
取締役	管理部管掌役員	青本 真人	昭和46年3月26日生	平成6年4月 平成12年4月 平成21年7月 平成22年6月 平成26年6月 平成26年6月	日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 アイ・ティー・エックス(株) 入社 イーグローバルレジ(株) 入社 イーグローバルレジ(株) 取締 役 就任 当社 入社 取締役 就任(現任)	注2	5,000
取締役	-	富沢 健	昭和42年12月12日生	平成5年4月 平成12年4月 平成14年10月 平成16年6月 平成20年10月 平成26年12月 平成26年12月	日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 アイ・ティー・エックス(株) 入社 インフォコム(株) 入社 INFOCOM AMERICA, INC Vice president/Director 就任 (株)イー・ピー・エス 入社 当社 入社 取締役 就任(現任)	注2	5,000
監査役(常勤)	-	志賀 文昭	昭和25年7月24日生	昭和49年4月 平成11年5月 平成13年11月 平成15年6月 平成17年10月 平成22年1月 平成23年1月 平成25年2月	日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 (株)DDI (現KDDI(株)) 入社 (株)ツーカーセルラー東京(現 KDDI(株)) 取締役 就任 (株)ツーカーホン関西(現KDDI (株)) 取締役 就任 モビコム(株) CEO 就任 KDDIアメリカ EVP 就任 KDDIブラジル 代表取締役社 長 就任 当社 監査役 就任(現任)	注1 注3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	高塚 直子	昭和38年6月25日生	昭和62年4月 大和証券(株) 入社 昭和62年8月 日本アセアン投資(株)(現、日本アジア投資(株)) 入社 平成4年9月 新井公認会計士事務所(現、税理士法人新井高塚会計事務所) 入所 平成23年6月 当社 監査役 就任(現任) 平成25年2月 税理士法人新井高塚会計事務所 代表 就任(現任)	注1 注3	-
監査役	-	三井 良克	昭和19年1月26日生	昭和41年4月 (株)日立製作所 入社 昭和44年4月 日商エレクトロニクス(株) 入社 昭和58年5月 コムテック(株) 入社 常務取締役 就任 平成4年4月 (株)ケイ・シー・ティ入社 代表取締役 就任 平成11年6月 コムテック(株)取締役 退任 平成22年6月 (株)ケイ・シー・ティ 代表取締役 退任 平成23年4月 (株)ケイ・シー・ティ 監査役 就任(現任) 平成25年6月 当社 監査役 就任(現任)	注1 注3	-
計						296,300

(注) 1. 監査役 志賀文昭、高塚直子、三井良克は、社外監査役であります。

2. 任期は、平成26年12月22日の臨時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 任期は、平成26年12月22日の臨時株主総会終結の時から平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時まであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針)

当社は、内部統制及びリスク管理を徹底することにより、株主、取引先及び従業員をはじめとした様々なステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し、企業価値の最大化に努めております。

また当社は会社経営の健全性の確保を図り、コーポレート・ガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進しております。

企業統治の体制

当社は、取締役会、経営会議、監査役会、内部監査委員会を設置しております。

a. 取締役会

取締役会は、原則月1回の定例取締役会を開催し、取締役6名で構成され、当社の重要な事項のすべてが付議され、取締役の職務執行の状況を監督しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、臨時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行っております。取締役会には監査役が出席し、監査役が定めた監査方針に従い、取締役の業務執行全般にわたり監査を行っております。

また、管掌役員制を導入しており、管掌役員は各部署の実効性を高めるため、社長補佐として全社の見地から管掌組織の業務執行に対し、指導、監督を行い、全社経営戦略の策定に当たっております。

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、3名の社外監査役より経営全般に関する意見、指摘をいただき、社内取締役の監督においても社外監査役が重要な役割を果たしていることから、経営への監視・助言機能が十分に働いており、その客観性及び中立性が確保されていると考えております。

しかしながら、上場にあたり株主の利益に配慮し、継続的に企業価値を高める手段の1つとして、上場後1年以内に社外取締役を招聘することを検討しております。

また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

b. 経営会議

当社は、経営環境の変化に対し迅速かつ慎重に業務執行を行うことを目的として、平成26年9月26日開催の取締役会にて「経営会議規程」を制定しております。経営会議は、代表取締役の諮問のもと、取締役6名及びオブザーバーとして常勤監査役の計7名が出席し、経営上重要な課題、取締役会の議題、重要な各種規程、規則の制定、改廃に関する申請等について、十分な議論を行っております。

c. 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、原則月1回の定例監査役会を開催しております。監査役3名全員を社外監査役とする体制により、取締役の業務執行について、十分に監視できる体制を構築しております。

監査役は、法律上の権利行使の他、決裁書類の実査等、日常的な業務監査を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。また、監査役の内1名は公認会計士であり、専門的な観点から会計に係る助言・指導、経営監視を実施しております。なお、社外監査役は、各監査役につき独立性を確保することとし、その独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準に基づき判断しております。

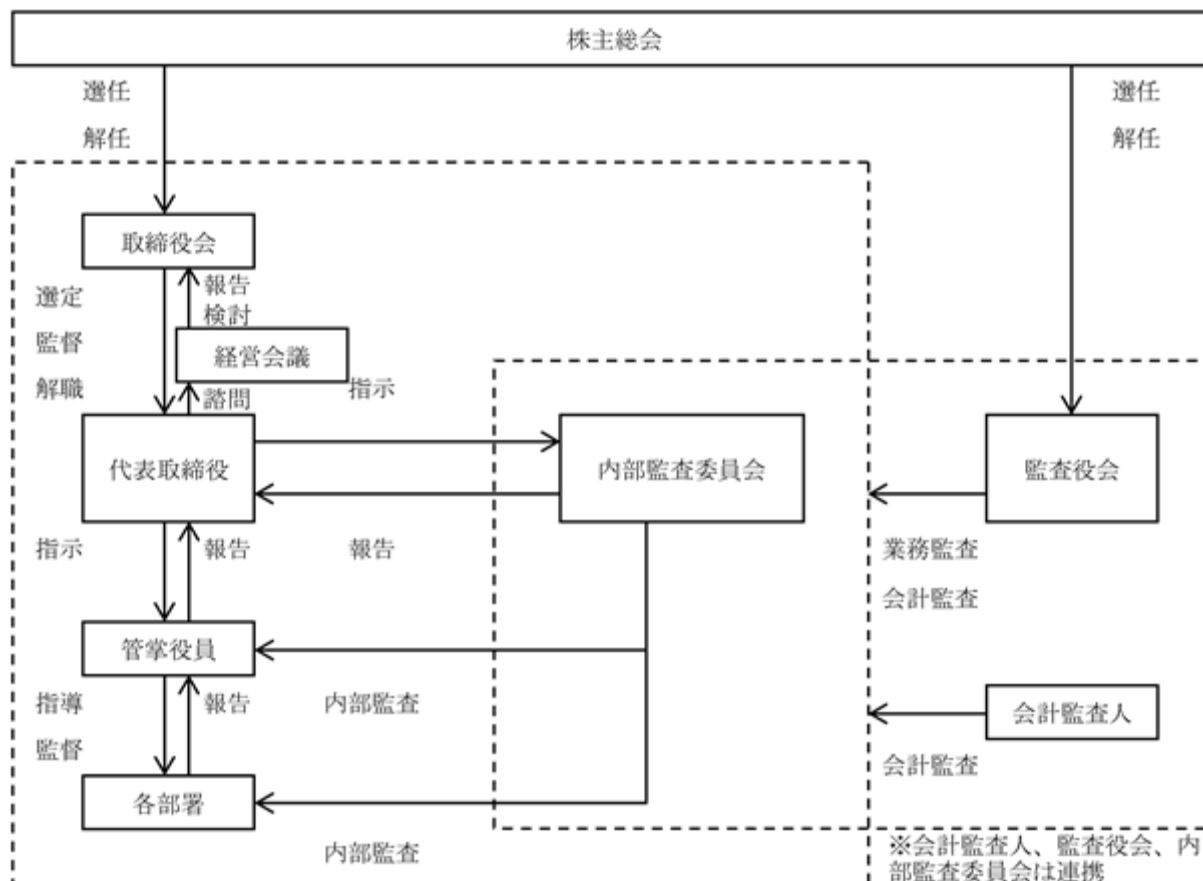
また、監査役は、内部監査委員会から定期的に（必要があるときは随時）監査結果の報告を受け、意見交換を行い、内部監査委員会との相互連携を図っております。さらに、監査役は会計監査人による監査計画及び監査結果の報告を受け、相互の意見交換を図り、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。会計監査人については新日本有限責任監査法人を選任しております。

d. 内部監査責任者及び内部監査委員会

内部監査責任者は、当社の代表取締役からの任命を受けた1名が着任いたします。内部監査担当者は、内部監査責任者により任命を受け、代表取締役により設置された内部監査委員会に内部監査委員として所属しております。内部監査委員会では、内部監査担当者が所属部署の監査を実施しないように計画を策定し、自己監査の発生を回避しております。

当社では、内部監査委員長である内部監査責任者を含めた5名のスタッフからなる内部監査委員会を設置し、取締役及び各部署の所属員に対し内部監査を実施、代表取締役への監査結果報告の他、監査役会及び監査法人との会合を設け、監査状況・結果に関し報告・協議を行い、代表取締役へ社内体制の改善等について提案を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は下図のとおりであります。



内部統制システムの整備状況

当社は、平成26年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任する。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任する。
- 法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者が取締役、監査役及び使用人に周知を行う。また定期的な研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各自が見直しを行う。
- すべての取締役、監査役及び使用人を対象とし、コンプライアンス違反行為に関する相談及び通報のための外部窓口を設置する。通報者に対する不利益な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備する。
- ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定する。
- 代表取締役は、「内部監査規程」に則り、使用人より内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び使用人に対し客観性を持った内部監査委員会を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的に監査する。
- 代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除する。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努める。
- 財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備する。

- b. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にする。
 - (b) 取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し、「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため、「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図る。
 - (c) 「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行う。また定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - (d) 取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況を定期的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努める。また定期的に中期経営計画の見直しを行い、適切な策定ができるように努める。
 - (e) 経営会議は、「経営会議規程」に則り、原則月1回開催され、業務執行上重要な課題に関し十分に検討し、適切な対応ができるように努める。
- c. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務執行に係る情報（各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータの全てを指す）は「機密文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行う。また内部監査にて、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認する。
 - (b) 「機密文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にする。情報漏洩や改ざん、又は事故、故障、若しくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備する。
- d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 経営上の意思決定は、取締役会にて決議する。
 - (b) ビジネスリスク（多額の損失、不正や誤謬の発生等）のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による不正等が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理体制について規定する。
 - (c) 「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置することができる。
 - (d) 内部監査により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について、直ちに代表取締役に報告する。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (a) 監査役は監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について、監査役又は監査役会は要請をすることができる。取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行う。
 - (b) 監査役又は監査役会は、リスク対策委員会、内部監査委員会、監査役の職務を補助する使用人の人事評価・人事異動に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 監査役は、取締役会に参加する他、希望する任意の会議に自由に出席することができる。
 - (b) 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (c) 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧することができ、必要に応じ内容説明を求めることができる。
 - (d) 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不正行為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を直ちに監査役又は監査役会に報告する。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見交換をする。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重する。
 - (b) 内部監査委員会は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換する。
 - (c) 監査役は、監査役会を月1回定時に開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行う。また会計監査人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査委員会を交えて、意見交換を行う。
 - (d) 決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
 - (e) 監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができる。

内部監査及び監査役監査

内部監査は、内部監査委員会が計画的に実施し、代表取締役が監査結果を報告しております。被監査部門に対して監査結果の報告、改善事項の指摘及び指導を実施し、改善事項に対し改善期日を設け、状況の報告をさせることで実効性の高い監査を実施しております。

各監査役は取締役会に出席するとともに、監査計画を策定し、内部統制システムの整備、運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。契約書及び決裁申請書等、重要な書類の閲覧等を通じ、業務監査を行っております。また取締役会以外にも、当社が開催する会議（各委員会、各部署の会議等）の何れにも、任意で参加することができます。

内部監査委員会が策定する内部監査計画は、内部監査委員会と監査役と連携を取りながら策定しております。双方が連携した監査体制の実現に向け、日々の業務監査から情報共有を実施しております。また会計監査人との連携についても適宜に会合を設けており、監査実施状況について報告、説明を受け、必要に応じて情報交換を行っております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、本書提出日現在、社外監査役を3名選任しております。

社外監査役志賀文昭氏及び三井良克氏は、両氏共に長年にわたりIT業界携り、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能の強化を図ることができるものと考え、選任しております。

社外監査役高塚直子氏は、公認会計士・税理士としての専門性と監査実務の経験を当社の監査体制に反映していただくことにより、監査役監査の強化を図ることができるものと考え、選任しております。

なお、当社と社外監査役3名との間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

社外取締役については選任しておりませんが、社外取締役及び社外監査役は、外部からの客観的かつ中立的な見解を取り入れることができ、経営への監督機能の強化の向上に繋がるため、社外取締役の早期選任が不可欠であると認識しております。上場後1年以内に、業界に精通した豊富なビジネス経験を持った社外取締役を1名招聘し、取締役6名の他社外取締役1名、監査役3名のうち社外監査役3名の体制とする予定であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基本方針を定めておりませんが、当社との利害関係及び経歴を踏まえ、当社から独立した客観的な立場で職務遂行ができることを個別に判断し、上場時には社外監査役のうち独立役員としての役割を期待できる者少なくとも1名を独立役員として届け出て、上場後1年以内に、社外取締役を選任した際に当該取締役1名を追加で独立役員として届け出る予定であります。

リスク管理体制

当社は、リスク管理規程を定めると同時に、全社に係る地震等の天災及び情報漏洩等の人災のリスク要因について、適切な管理体制を構築しております。代表取締役を中心として、各部署及び委員会にて管理を行い、また管理可能なリスク要因については発生防止に努めております。またコンプライアンスについては、取締役から1名、従業員から1名以上としてコンプライアンス担当者を選任し、コンプライアンス規程の遵守及びコンプライアンス・マニュアルの周知徹底のため、研修の定期的な実施等の活動を推進しております。

当社は事業の特性上、多くの個人情報を取り扱う企業であるため、個人情報及び機密情報管理の重要性を認識しております。平成19年10月にプライバシーマーク、平成21年1月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の各認証を取得しております。適切な管理体制の構築及び運用を行い、資格更新を継続して行っております。

役員の報酬等

a. 提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬額等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬年間総額	賞与年間総額	
取締役 (社外取締役除く)	37,600	36,000	1,600	4
監査役 (社外監査役除く)				
社外取締役				
社外監査役	5,940	5,940		3

b. 提出会社の役員毎の報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬額等の決定は、株主総会で総枠の決議を得ております（現行の総枠は平成26年12月5日開催臨時株主総会にて承認された取締役報酬額等の総枠年間：300,000千円以内、監査役報酬額等の総枠年間：100,000千円以内となります）。

各役員の報酬額は、取締役については取締役会で、監査役については監査役会で決めております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、それに基づき報酬を支払っております。なお、同有限責任監査法人及びその業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

当社の監査業務を執行した公認会計士は同有限責任監査法人 業務執行社員の山本秀仁氏、業務執行社員の吉田英志氏の2名であり、継続監査年数につきましては、両氏とも7年以内であるため記載を省略しております。また、当該監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他2名であります。

取締役及び監査役の員数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議によって行っております。なお取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 中間配当に関して

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

b. 責任限定契約に関して

当社は、会社法第426条第1項の規定により、当社と社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任について法令に定める最低責任限度額を限度として負担するものとする契約を締結することができる旨を定款に定めております。これは、社外取締役及び社外監査役が職務の遂行にあたり、期待する十分な役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,250		9,500	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等と協議の上、当社の事業規模・業務内容の特性から、監査日数・要員数等を総合的に勘案して決定しております。

第5【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）及び当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、財務諸表等の開示業務の担当を管理部内に設置するとともに、会計基準の変更等についての正確な情報を入手するために、外部団体が主催する研修会等への参加を検討しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	277,895	184,617
売掛金	155,753	177,488
前払費用	5,520	8,798
繰延税金資産	2,496	3,230
その他	377	4,465
貸倒引当金	3,924	532
流動資産合計	438,118	378,067
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,078	4,078
減価償却累計額	3,681	3,874
建物(純額)	397	203
工具、器具及び備品	334,800	353,629
減価償却累計額	214,222	271,914
工具、器具及び備品(純額)	120,578	81,714
リース資産	35,817	72,464
減価償却累計額	11,342	19,397
リース資産(純額)	24,475	53,066
有形固定資産合計	145,451	134,985
無形固定資産		
ソフトウェア	90,504	142,381
ソフトウェア仮勘定	39,002	30,992
その他	414	414
無形固定資産合計	129,922	173,789
投資その他の資産		
差入保証金	27,227	26,569
繰延税金資産	18,827	26,825
投資その他の資産合計	46,054	53,394
固定資産合計	321,429	362,169
資産合計	759,548	740,236

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	71,184	50,420
短期借入金	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	69,438	36,095
リース債務	7,489	15,285
未払金	81,637	22,014
未払費用	5,735	3,989
未払法人税等	21,931	45,434
未払消費税等	2,439	8,884
前受金	12,599	2,482
その他	4,958	2,118
流動負債合計	307,413	216,724
固定負債		
長期借入金	50,007	13,912
リース債務	18,546	41,758
固定負債合計	68,553	55,670
負債合計	375,966	272,395
純資産の部		
株主資本		
資本金	134,900	134,900
資本剰余金		
資本準備金	114,900	114,900
資本剰余金合計	114,900	114,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	132,885	217,330
利益剰余金合計	132,885	217,330
株主資本合計	382,685	467,130
新株予約権	895	711
純資産合計	383,581	467,841
負債純資産合計	759,548	740,236

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

当第3四半期会計期間
（平成26年12月31日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	297,656
売掛金	170,258
前払費用	8,467
繰延税金資産	3,230
その他	8,094
貸倒引当金	534
流動資産合計	487,173
固定資産	
有形固定資産	
建物	4,078
工具、器具及び備品	358,908
リース資産	125,100
減価償却累計額	335,758
有形固定資産合計	152,328
無形固定資産	
ソフトウェア	119,836
ソフトウェア仮勘定	58,501
その他	414
無形固定資産合計	178,753
投資その他の資産	
差入保証金	25,949
破産更生債権等	547
繰延税金資産	26,825
貸倒引当金	547
投資その他の資産合計	52,775
固定資産合計	383,857
資産合計	871,031

（単位：千円）

当第3四半期会計期間
（平成26年12月31日）

負債の部	
流動負債	
買掛金	51,160
短期借入金	30,000
1年内返済予定の長期借入金	16,656
リース債務	25,249
未払金	22,613
未払費用	3,652
未払法人税等	26,604
未払消費税等	20,353
前受金	1,727
その他	3,307
流動負債合計	201,325
固定負債	
長期借入金	2,808
リース債務	75,202
固定負債合計	78,010
負債合計	279,335
純資産の部	
株主資本	
資本金	145,974
資本剰余金	125,974
利益剰余金	319,184
株主資本合計	591,132
新株予約権	562
純資産合計	591,695
負債純資産合計	871,031

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	1,249,568	1,357,216
売上原価	743,297	822,352
売上総利益	506,270	534,864
販売費及び一般管理費	394,219	389,082
営業利益	112,051	145,781
営業外収益		
受取利息	58	46
受取手数料	80	83
受取補償金	141	-
還付加算金	199	-
貸倒引当金戻入額	18	-
営業外収益合計	496	129
営業外費用		
支払利息	2,460	1,806
雑損失	-	6
営業外費用合計	2,460	1,813
経常利益	110,086	144,097
特別利益		
新株予約権戻入益	84	184
特別利益合計	84	184
税引前当期純利益	110,171	144,281
法人税、住民税及び事業税	48,316	68,568
法人税等調整額	4,438	8,731
法人税等合計	43,877	59,837
当期純利益	66,293	84,444

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
器材費	1	245,978	33.1	252,320	30.7
労務費		67,483	9.1	70,794	8.6
経費		429,835	57.8	499,236	60.7
売上原価		743,297	100.0	822,352	100.0

1 経費の主な内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	
	金額(千円)		金額(千円)	
通信費	167,956千円		194,822千円	
ホスティング費	112,848千円		128,287千円	
減価償却費	112,202千円		134,810千円	
保守費	32,850千円		34,792千円	

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	1,081,300
売上原価	628,749
売上総利益	452,550
販売費及び一般管理費	290,678
営業利益	161,872
営業外収益	
受取利息	18
受取手数料	58
受取補償金	439
還付加算金	697
営業外収益合計	1,213
営業外費用	
支払利息	1,533
営業外費用合計	1,533
経常利益	161,552
特別利益	
新株予約権戻入益	0
特別利益合計	0
特別損失	
固定資産除却損	119
特別損失合計	119
税引前四半期純利益	161,433
法人税等	59,578
四半期純利益	101,854

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	134,900	114,900	114,900	66,592	66,592	316,392	980	317,372
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	66,293	66,293	66,293	-	66,293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	84	84
当期変動額合計	-	-	-	66,293	66,293	66,293	84	66,208
当期末残高	134,900	114,900	114,900	132,885	132,885	382,685	895	383,581

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	134,900	114,900	114,900	132,885	132,885	382,685	895	383,581
当期変動額								
当期純利益	-	-	-	84,444	84,444	84,444	-	84,444
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	184	184
当期変動額合計	-	-	-	84,444	84,444	84,444	184	84,260
当期末残高	134,900	114,900	114,900	217,330	217,330	467,130	711	467,841

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	110,171	144,281
減価償却費	114,691	135,212
新株予約権戻入益	84	184
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,313	3,392
賞与引当金の増減額（は減少）	5,864	-
役員賞与引当金の増減額（は減少）	1,235	-
受取利息	58	46
支払利息	2,460	1,806
売上債権の増減額（は増加）	2,633	21,735
仕入債務の増減額（は減少）	3,597	20,763
その他	4,238	14,780
小計	229,235	249,958
利息の受取額	58	46
利息の支払額	2,460	1,706
法人税等の支払額	26,384	45,065
法人税等の還付額	9,123	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	209,572	203,232
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	115,366	83,378
無形固定資産の取得による支出	87,056	136,205
投資活動によるキャッシュ・フロー	202,422	219,583
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	51,392	69,438
リース債務の返済による支出	² 7,383	² 7,489
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,775	76,927
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,625	93,278
現金及び現金同等物の期首残高	279,520	277,895
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 277,895	¹ 184,617

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、見込利用期間（3年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,770千円増加しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 3年~10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェアについては、見込利用期間(3年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

(3) ヘッジ方針

当社は金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

当社は、運用資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
当座貸越契約及び貸出コミットメント契約の総額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	30,000千円	30,000千円
差引額	20,000千円	20,000千円

（損益計算書関係）

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額、ならびにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
役員報酬	54,700千円	43,540千円
給料手当及び賞与	128,870 "	142,838 "
法定福利費	24,684 "	25,656 "
旅費交通費	44,485 "	39,553 "
広告宣伝費	21,986 "	14,419 "
業務委託費	70,658 "	69,955 "
おおよその割合		
販売費	5.6%	3.7%
一般管理費	94.4%	96.3%

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,996	-	-	4,996

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	895

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,996	-	-	4,996

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストックオプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	711

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
現金及び預金	277,895千円	184,617千円
現金及び現金同等物	277,895千円	184,617千円

2 重要な非資金取引の内容

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	26,035千円	57,043千円

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、クラウドサービス事業用設備、什器備品及びレンタル機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、クラウドサービス事業用設備、什器備品及びレンタル機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施し、支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信報告及び半期の与信会議にて信用状況を把握する体制としております。

市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社管理部において管理しております。また借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、一部の長期借入金に対して、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、実需の範囲で行うこととしております。

流動性リスクの管理

当社は各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰表を作成、更新するとともに、手許流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額その他、市場価額のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	277,895	277,895	-
(2) 売掛金	155,753	155,753	-
資産計	433,648	433,648	-
(1) 買掛金	71,184	71,184	-
(2) 短期借入金	30,000	30,000	-
(3) 未払金	81,637	81,637	-
(4) 長期借入金 (1)	119,445	122,028	2,583
(5) リース債務 (1)	26,035	26,115	79
(6) デリバティブ取引	-	-	-
負債計	328,301	249,328	2,663

(1) 1年内返済予定の長期借入金、リース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金及び(3) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) リース債務

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

(6) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(4)参照)。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	277,895	-	-	-
売掛金	155,753	-	-	-
合計	433,648	-	-	-

(注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	69,438	36,095	13,912	-	-	-
リース債務	7,489	7,596	7,705	3,243	-	-
合計	76,927	43,691	21,617	3,243	-	-

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施し、支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信報告及び半期の与信会議にて信用状況を把握する体制としております。

市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社管理部において管理しております。また借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、一部の長期借入金に対して、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、実需の範囲で行うこととしております。

流動性リスクの管理

当社は各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰表を作成、更新するとともに、手許流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額他、市場価額のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	184,617	184,617	-
(2) 売掛金	177,488	177,488	-
資産計	362,106	362,106	-
(1) 買掛金	50,420	50,420	-
(2) 短期借入金	30,000	30,000	-
(3) 未払金	22,014	22,014	-
(4) 未払法人税等	45,434	45,434	-
(5) 長期借入金 (1)	50,007	49,980	26
(6) リース債務 (1)	57,043	57,932	888
(7) デリバティブ取引	-	-	-
負債計	254,920	255,782	862

(1) 1年内返済予定の長期借入金、リース債務を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、及び(4) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) リース債務

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸借対照表上、流動負債に計上されているリース債務と固定負債に計上されているリース債務を合算した金額となっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	184,617	-	-	-
売掛金	177,488	-	-	-
合計	362,106	-	-	-

(注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,095	13,912	-	-	-	-
リース債務	15,285	14,706	10,439	7,398	9,214	-
合計	51,380	28,618	10,439	7,398	9,214	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	41,683	8,359	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	8,359	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

退職金制度がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

退職金制度がないため、該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

- 1 権利不行使による失効により利益として計上した金額
新株予約権戻入益 84千円

- 2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注)4	当社従業員 43名	当社取締役 3名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式 334株	普通株式 2,650株
付与日	平成23年7月6日	平成23年7月6日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年7月7日～平成30年7月6日	平成23年7月7日～平成30年7月6日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第5回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを権利行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位、又は当社の発行済株式総数の15%以上を保有する法人株主（ただし、法令上の会社に限る）及びそのグループ会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。
- (3) その他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 第6回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 定時株主総会で報告された平成24年3月期の当期純利益の達成度合いに応じて、平成24年3月期の計算書類が定時株主総会で報告された月の翌月1日以降、割当を受けた本新株予約権の個数のうち以下の乃至の記載に対応する割合を乗じた数を行使することができる。ただし、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てる。なお、乃至に該当しない場合は、割当を受けた本新株予約権の総個数の内、50%は行使できないものとする。

当期純利益が53,200千円以上64,600千円未満の場合 25%

当期純利益が64,600千円以上76,000千円未満の場合 37.5%

当期純利益が97,800千円以上の場合 50%

- (2) 本新株予約権者は、(1)により行使可能となった本新株予約権の数に加えて、当社の定時株主総会で報告された平成25年3月期の当期純利益の達成度合いに応じて、平成25年3月期の計算書類が定時株主総会で報告された月の翌月1日以降、割当を受けた本新株予約権の個数のうち以下の乃至の記載に対応する割合を乗じた数を新たに行使することができる。ただし、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てる。なお、乃至に該当しない場合は、(1)により行使可能となった本新株予約権の数に加えて新たに本新株予約権を行使することはできないものとする。

当期純利益が65,200千円以上81,500千円未満の場合 25%

当期純利益が81,500千円以上97,800千円未満の場合 37.5%

当期純利益が97,800千円以上の場合 50%

- (3) 発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを権利行使することができる。

- (4) 権利行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位、又は当社の発行済株式総数の15%以上を保有する法人株主（ただし、法令上の会社に限る）及びそのグループ会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。
- (5) (4)に規定する条件に該当しなくなった者であっても、取締役会の承認を得た場合は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に従ってこれを行することができるものとする。
- (6) (3)及び(4)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、相続により本新株予約権を取得した者は、下記、のいずれかを満たし、かつ、のいずれかを満たした場合に限り、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に従ってこれを行することができるものとする。

相続時に被相続人が(4)に規定する条件に該当する場合

相続時に被相続人が(5)の規定により行使することが出来る場合

相続時に普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合

取締役会の承認を得た場合

- (7) 本契約に違反した場合には行使できないものとする。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失によって、平成25年3月31日時点の付与対象者の区分及び人数は、第5回新株予約権が取締役2名及び従業員35名の合計37名、第6回新株予約権が取締役2名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成25年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前	-	-
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後		
前事業年度末	332	2,650
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	18	250
未行使残	314	2,400

単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	44,000	44,000
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産方式により算定しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたスtock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたスtock・オプションはありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 184千円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注)4	当社従業員 43名	当社取締役 3名
株式の種類別のスtock・オプションの付与数(注)1	普通株式 334株	普通株式 2,650株
付与日	平成23年7月6日	平成23年7月6日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成23年7月7日～平成30年7月6日	平成23年7月7日～平成30年7月6日

(注)1．株式数に換算して記載しております。

2．第5回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

(1) 本新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを権利行使することができる。

(2) 新株予約権者は、権利行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位、又は当社の発行済株式総数の15%以上を保有する法人株主（ただし、法令上の会社に限る）及びそのグループ会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。

(3) その他の条件は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3．第6回新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

(1) 定時株主総会で報告された平成24年3月期の当期純利益の達成度合いに応じて、平成24年3月期の計算書類が定時株主総会で報告された月の翌月1日以降、割当を受けた本新株予約権の個数うち以下の乃至の記載に対応する割合を乗じた数を行使することができる。ただし、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てる。なお、乃至に該当しない場合は、割当を受けた本新株予約権の総個数の内、50%は行使できないものとする。

当期純利益が53,200千円以上64,600千円未満の場合 25%

当期純利益が64,600千円以上76,000千円未満の場合 37.5%

当期純利益が97,800千円以上の場合 50%

(2) 本新株予約権者は、(1)により行使可能となった本新株予約権の数に加えて、当社の定時株主総会で報告された平成25年3月期の当期純利益の達成度合いに応じて、平成25年3月期の計算書類が定時株主総会で報告された月の翌月1日以降、割当を受けた本新株予約権の個数うち以下の乃至の記載に対応する割合を乗じた数を新たに行使することができる。ただし、計算の結果生じる1個未満の端数は切り捨てる。なお、乃至に該当しない場合は、(1)により行使可能となった本新株予約権の数に加えて新たに本新株予約権を行使することはできないものとする。

当期純利益が65,200千円以上81,500千円未満の場合 25%

当期純利益が81,500千円以上97,800千円未満の場合 37.5%

当期純利益が97,800千円以上の場合 50%

(3) 発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを権利行使することができる。

- (4) 権利行使時においても当社及び当社の子会社の取締役、監査役又は使用人の地位、又は当社の発行済株式総数の15%以上を保有する法人株主（ただし、法令上の会社に限る）及びそのグループ会社の取締役、監査役又は使用人の地位にあることを要する。
- (5) (4)に規定する条件に該当しなくなった者であっても、取締役会の承認を得た場合は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に従ってこれを行行使することができるものとする。
- (6) (3)及び(4)の規定にかかわらず、新株予約権者が死亡した場合、相続により本新株予約権を取得した者は、下記、のいずれかを満たし、かつ、のいずれかを満たした場合に限り、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に従ってこれを行行使することができるものとする。

相続時に被相続人が(4)に規定する条件に該当する場合

相続時に被相続人が(5)の規定により行使することが出来る場合

相続時に普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合

取締役会の承認を得た場合

- (7) 本契約に違反した場合には行使できないものとする。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失によって、平成26年3月31日現在の付与対象者の区分及び人数は、第5回新株予約権が取締役2名及び従業員29名の合計31名、第6回新株予約権が取締役2名となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後		
前事業年度末	314	2,400
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	11	600
未行使残	303	1,800

単価情報

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	44,000	44,000
行使時平均株価（円）	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、時価純資産方式により算定しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたスtock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度に権利行使されたスtock・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
貸倒引当金	531千円	-千円
未払事業税	1,964 "	3,230 "
繰延税金資産合計	2,496 "	3,230 "
繰延税金資産(流動)の純額	2,496千円	3,230千円
繰延税金資産(固定)		
一括償却資産	747千円	305千円
減価償却超過額	17,358 "	25,391 "
資産除去債務	722 "	1,128 "
繰延税金資産合計	18,827 "	26,825 "
繰延税金資産(固定)の純額	18,827千円	26,825千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率		38.0%
(調整)	法定実効税率と税効果会計	
交際費等永久に損金に算入されない項目	適用後の法人税等の負担率	1.4%
住民税均等割	との間の差異が法定実効税率の100分の5以下である	0.4%
役員賞与	ため注記を省略しております。	0.4%
税率変更による期末繰延税金資産の影響額		1.4%
その他		0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		41.5%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成26年3月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の38.0%から35.6%となります。なお、この変更による影響は軽微であります。

（持分法損益等）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は、クラウドサービス事業を提供する単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社は、クラウドサービス事業を提供する単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	@nyplace	COLLABOS CRM	COLLABOS CRM Outbound Edition	COLLABOS PHONE	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,043,916	148,705	16,922	12,258	27,765	1,249,568

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部クライアントへの売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要なクライアントごとの情報

外部クライアントへの売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	@nyplace	COLLABOS CRM	COLLABOS CRM Outbound Edition	COLLABOS PHONE	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,077,119	174,870	25,901	58,131	21,194	1,357,216

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部クライアントへの売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要なクライアントごとの情報

外部クライアントへの売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	茂木 貴雄	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接34.20	当社代表取締役	当社銀行借入に対する債務被保証	30,000	-	-

（注）1．上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社は、銀行借入に対して代表取締役茂木貴雄より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

なお、取引金額には、当事業年度現在の対応する借入金残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	茂木 貴雄	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接34.20	当社代表取締役	当社銀行借入に対する債務被保証	30,000	-	-

（注）1．上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社は、銀行借入に対して代表取締役茂木貴雄より債務保証を受けております。保証料の支払いは行っておりません。

なお、取引金額には、当事業年度現在の対応する借入金残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	765.98円	935.00円
1株当たり当期純利益金額	132.69円	169.02円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

2．当社は、平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益（千円）	66,293	84,444
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	66,293	84,444
普通株式の期中平均株式数（株）	499,600	499,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数2,714個）。	新株予約権2種類（新株予約権の数2,103個）。これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	383,581	467,841
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	895	711
（うち新株予約権）（千円）	（895）	（711）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	382,685	467,130
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	499,600	499,600

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 ストックオプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成26年12月5日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして発行することを決議し、また、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

なお、ストックオプション制度の詳細については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

2 株式分割について

当社は、平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で下記のとおり株式分割を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるため、株式分割により株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要**分割の方法**

平成26年12月23日を基準日として、最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

分割前の発行済株式総数	4,996	株
分割により増加する株式数	494,604	株
株式分割後の発行済株式総数	499,600	株
株式分割後の発行可能株式総数	800,000	株

(3) 株式分割の日程

基準日設定	平成26年12月8日
基準日	平成26年12月23日
効力発生日	平成26年12月24日

(4) その他

1株当たり情報に及ぼす影響は、（1株当たり情報）に反映されております。

3 単元株制度の採用及び発行可能株式総数

平成26年12月22日開催の臨時株主総会決議に基づき、当社の定款を変更し、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。また、発行可能株式総数を1,990,400株増加して、1,998,400株としております。

【注記事項】

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	104,199千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当社は、クラウドサービス事業を提供する単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	202.32
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	101,854
普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	101,854
普通株式の期中平均株式数（株）	503,418
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

- （注）1．潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 2．当社は、平成26年12月24日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	4,078	-	-	4,078	3,874	193	203
工具、器具及び備品	334,800	20,440	1,611	353,629	271,914	59,304	81,714
リース資産	35,817	36,646	-	72,464	19,397	8,055	53,066
有形固定資産計	374,696	57,086	1,611	430,172	295,187	67,553	134,985
無形固定資産							
ソフトウェア	161,783	119,535	-	281,318	138,937	67,659	142,381
ソフトウェア仮勘定	39,002	104,613	112,623	30,992	-	-	30,992
その他	414	-	-	414	-	-	414
無形固定資産計	201,199	224,149	112,623	312,724	138,937	67,659	173,789

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

- | | | |
|---------------|-------------|----------|
| (1) 工具、器具及び備品 | @nyplace用設備 | 10,453千円 |
| (2) ソフトウェア | CRMシステム | 77,748千円 |
| (3) ソフトウェア | C-Phoneシステム | 24,695千円 |
| (4) ソフトウェア仮勘定 | CRMシステム | 74,254千円 |
| (5) ソフトウェア仮勘定 | C-Phoneシステム | 30,359千円 |

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

- | | | |
|---------------|-------------|----------|
| (1) ソフトウェア仮勘定 | CRMシステム | 87,311千円 |
| (2) ソフトウェア仮勘定 | C-Phoneシステム | 25,312千円 |

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	30,000	0.7	-
1年以内に返済予定の長期借入金	69,438	36,095	1.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	7,489	15,285	1.8	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	50,007	13,912	0.9	平成27年4月1日～ 平成28年2月1日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	18,546	41,758	1.9	平成27年4月1日～ 平成31年2月27日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	175,480	137,050	-	-

（注）1．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	13,912	-	-	-
リース債務	14,706	10,439	7,398	9,214

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,924	532	-	3,924	532

（注） 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	242
預金	
普通預金	184,375
計	184,375
合計	184,617

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
オリンパスメディカルシステムズ(株)	11,501
(株)もしもしホットライン	10,733
オリンパスイメージング(株)	10,006
(株)エムアイカード	8,914
(株)シーエーシー	8,062
その他	128,270
合計	177,488

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
155,753	1,381,294	1,359,558	177,488	88.5	44.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

買掛金

相手先	金額（千円）
(株)IDCフロンティア	8,198
NECネットエスアイ(株)	7,336
コムテック(株)	6,472
東日本電信電話(株)	3,823
(株)エヌ・ティ・ティ ネットメイト	3,244
その他	21,344
合計	50,420

未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税	30,405
未払住民税	5,961
未払事業税	9,067
合計	45,434

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日より翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年 3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年 3月31日、毎年 9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	<p>当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>なお、電子公告は、当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。</p> <p>http://www.collabos.com/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、当該事項はなくなる予定です。

2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年3月26日	小川 泰幸	千葉県千葉市花見川区	特別利害関係者等(当社取締役)	茂木 貴雄	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	10 (注)7	800,000 (80,000) (注)4、7	取締役退任のため
平成26年12月11日	-	-	-	茂木 貴雄	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	500 (注)7	22,000,000 (44,000) (注)5、7	新株予約権の権利行使
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	コムテック(株)代表取締役社長宮田 良嗣	東京都港区芝浦一丁目2番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	40,000	64,000,000 (1,600) (注)6	取引関係強化のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	茂木 一男	千葉県千葉市美浜区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社社員の配偶者及び二親等内の血族) (注)8	20,000	32,000,000 (1,600) (注)6	安定株主対策のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	(株)アドバンス・メディア代表取締役会長兼社長鈴木 清幸	東京都豊島区東池三丁目1番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)8	18,700	29,920,000 (1,600) (注)6	取引関係強化のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	原 トミエ	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社社員の配偶者及び二親等内の血族) (注)8	6,200	9,920,000 (1,600) (注)6	安定株主対策のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	富沢 健	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役) (注)8	5,000	8,000,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	青本 真人	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社取締役)(注)8	5,000	8,000,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	齋藤 一紀	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社取締役)	2,500	4,000,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	茂木 文子	千葉県千葉市美浜区	特別利害関係者等(当社従業員の配偶者及び二親等内の血族)	2,000	3,200,000 (1,600) (注)6	安定株主対策のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山田 健二	東京都板橋区	当社従業員	2,000	3,200,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小沢 克年	神奈川県横浜市青葉区	当社代表取締役社長の親族	1,800	2,880,000 (1,600) (注)6	安定株主対策のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	(株)ジェイドコーポレーション代表取締役社長内田 壮	東京都新宿区新宿五丁目11番25号	当社取引先	1,000	1,600,000 (1,600) (注)6	取引関係強化のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	福寿 清吾	東京都東村山市	当社従業員	1,000	1,600,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	湯山 智樹	東京都杉並区	当社従業員	1,000	1,600,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	五十嵐 千晶	東京都中央区	当社従業員	800	1,280,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	コロボス従業員持株会 理事長 平川 浩二	東京都千代田区西神田三丁目2番1号	当社の従業員持株会	700	1,120,000 (1,600) (注)6	従業員の福利厚生のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小川 勇樹	埼玉県さいたま市浦和区	特別利害関係者等(当社取締役)	500	800,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	服部 亮	神奈川県川崎市宮前区	当社従業員	500	800,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	平川 浩二	東京都八王子市	当社従業員	500	800,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	酒井 達也	東京都練馬区	当社従業員	200	320,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	根本 耕平	福岡県福岡市東区	当社従業員	200	320,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	コロボス役員持株会 理事長 茂木 貴雄	東京都千代田区西神田三丁目2番1号	特別利害関係者等(当社の役員持株会)	100	160,000 (1,600) (注)6	役員の経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	浦野 順也	大阪府豊中市	当社従業員	100	160,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	中川 美生	東京都府中市	当社従業員	100	160,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年12月25日	NIFSMBC-V2006S3 投資事業有限責任組合無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長石橋 達史	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	永野 祐輔	東京都新宿区	当社従業員	100	160,000 (1,600) (注)6	経営参画意識向上のため
平成27年1月16日	-	-	-	茂木 貴雄	東京都世田谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役社長)	61,400	27,016,000 (440) (注)5	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとしてされており。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称及び当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社及び関係会社及びその役員
- 当社の大株主上位10名
当社の人的関係会社、資本的关系会社及びこれらの役員
金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)、その役員及び金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
6. ディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似上場会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。
7. 平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。当該株式分割前の移動に係る移動株数及び単価は、当該株式分割前の内容を、当該株式分割後の移動に係る移動株数及び単価は、当該株式分割後の内容を記載しております。
8. 当該移動により、特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成26年12月22日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 400株
発行価格	160,000円 (注)3
資本組入額	80,000円
発行価額の総額	64,000,000円
資本組入額の総額	32,000,000円
発行方法	平成26年12月5日開催の臨時株主総会及び平成26年12月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注)1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法及び類似上場会社比較法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき 160,000円
行使期間	平成28年12月23日から 平成36年12月22日まで
行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時においても当社ならびに当社の子会社、主要株主会社(15%以上の当社の株式を有している株主)及びそのグループ会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職による場合及び当社の取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に上場した場合に、以下の期間区分に対応して権利を行使できるものとする。</p> <p>上場日から1年を経過した日の前日まで 付与された権利の50%以下 上場日から1年を経過した日以降 付与された権利の全部</p> <p>新株予約権者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場した場合についてのみ、上場した日より6ヶ月が経過するまでは、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

5. 平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は当該株式分割前の数値を記載しております。

2【取得者の概況】

第7回新株予約権(ストック・オプション)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
青本 真人	東京都大田区	会社役員	200	32,000,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
齋藤 一紀	東京都世田谷	会社役員	53	8,480,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鈴木 裕幸	千葉県千葉市稲毛区	会社役員	53	8,480,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
富沢 健	東京都世田谷区	会社役員	36	5,760,000 (160,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
五十嵐 千晶	東京都中央区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
平川 浩二	東京都八王子市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
中川 美生	東京都府中市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
舩倉 友輝	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
福寿 清吾	東京都東村山市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
山田 健二	東京都板橋区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
草間 雄介	東京都中野区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
湯山 智樹	東京都杉並区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
内田 泰一郎	東京都港区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
服部 亮	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
小野寺 祐一	東京都大田区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
根本 耕平	福岡県福岡市東区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
浦野 順也	大阪府豊中市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
沼尾 貴教	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
齋藤 一直	東京都練馬区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
酒井 達也	東京都練馬区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
降矢 剛毅	神奈川県川崎市麻生区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
飯塚 康代	千葉県千葉市花見川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
三木 義之	神奈川県川崎市中原区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
永野 祐輔	東京都新宿区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
熊谷 卓佳	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
工藤 智幸	千葉県市川市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
石井 裕希	東京都文京区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
岩野 仁美	東京都板橋区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
宮崎 祐輔	埼玉県新座市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
小平 聡一	東京都渋谷区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
田邊 隆介	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
内藤 昌吾	東京都板橋区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
山本 佳太	東京都小平市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
多田 麻未	東京都板橋区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
高山 健二	東京都江東区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
井出 裕基	東京都江東区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
内田 汐美	埼玉県春日部市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
山下 祐紀博	東京都板橋区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
趙 誠俊	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
金原 正行	東京都文京区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
谷津 和彦	東京都荒川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
荒井 知記	埼玉県三郷市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
佐々木 望	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
川幡 拓矢	東京都武蔵野市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
橋本 哲弥	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
折原 忠夫	埼玉県久喜市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
新井 絢子	東京都板橋区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
遠藤 健斗	神奈川県横須賀市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
北園 雄也	大阪府大阪市淀川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
工藤 功太	千葉県千葉市稲毛区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
酒井 桃代	千葉縣市川市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
高橋 沙甫	東京都中野区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
山中 祐太	東京都小平市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
宍 怡 ⁵⁷⁾	千葉縣市川市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
北林 健誠	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
藤野 静香	神奈川県川崎市宮前区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
浅野 恵	千葉県松戸市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
新田 沙織	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
和田 彩	東京都中野区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
近藤 亜美	埼玉県川口市	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
越川 茂	東京都中央区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員
舛倉 由紀子	東京都江戸川区	会社員	1	160,000 (160,000)	当社従業員

(注) 平成26年12月5日開催の取締役会決議に基づき、平成26年12月24日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
茂木 貴雄（注1、2）	東京都世田谷区	343,400 (61,100)	45.80 (8.15)
コムテック㈱（注1）	東京都港区芝浦一丁目2番1号	108,100	14.42
NIFSMBC-V2006S3投資事業 有限責任組合（注1）	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番12号	101,600	13.55
オリンパスビジネスクリエ イツ㈱（注1）	東京都新宿区西新宿二丁目3番1号	36,700	4.89
青本 真人（注1、3）	東京都大田区	25,000 (20,000)	3.33 (2.67)
茂木 一男（注1、4）	千葉県千葉市美浜区	20,000	2.67
㈱アドバンスト・メディア （注1）	東京都豊島区東池袋三丁目1番4号	18,700	2.49
㈱アイカム（注1）	東京都文京区後楽二丁目3番28号	11,300	1.51
齋藤 一紀（注3）	東京都世田谷区	10,000 (7,500)	1.33 (1.00)
小川 勇樹（注3）	埼玉県さいたま市浦和区	9,000 (7,500)	1.20 (1.00)
富沢 健（注1、3）	東京都世田谷区	8,600 (3,600)	1.15 (0.48)
鈴木 裕幸（注3）	千葉県千葉市稲毛区	7,500 (7,500)	1.00 (1.00)
原 トミエ（注1、4）	東京都世田谷区	6,200	0.83
五十嵐 千晶（注6）	東京都中央区	3,900 (3,100)	0.52 (0.41)
平川 浩二（注6）	東京都八王子市	3,600 (3,100)	0.48 (0.41)
中川 美生（注6）	東京都府中市	3,200 (3,100)	0.43 (0.41)
舛倉 友輝（注6）	東京都江戸川区	3,100 (3,100)	0.41 (0.41)
福多 清吾（注6）	東京都東村山市	2,600 (1,600)	0.35 (0.21)
山田 健二（注6）	東京都板橋区	2,500 (500)	0.33 (0.07)
草間 雄介（注6）	東京都中野区	2,300 (2,300)	0.31 (0.31)
湯山 智樹（注6）	東京都杉並区	2,100 (1,100)	0.28 (0.15)
茂木 文子（注4）	千葉県千葉市美浜区	2,000	0.27
小沢 克年	神奈川県横浜市青葉区	1,800	0.24
内田 泰一郎（注6）	東京都港区	1,600 (1,600)	0.21 (0.21)
服部 亮（注6）	神奈川県川崎市宮前区	1,600 (1,100)	0.21 (0.15)
小野寺 祐一（注5）	東京都大田区	1,100 (1,100)	0.15 (0.15)
㈱ジェイドコーポレーショ ン	東京都新宿区新宿五丁目11番25号	1,000	0.13
根本 耕平（注6）	福岡県福岡市東区	900 (700)	0.12 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
浦野 順也（注6）	大阪府豊中市	800 (700)	0.11 (0.09)
コロボス従業員持株会	東京都千代田区西神田三丁目2番1号	700	0.09
沼尾 貴教（注6）	東京都江戸川区	700 (700)	0.09 (0.09)
齋藤 一直（注6）	東京都練馬区	700 (700)	0.09 (0.09)
酒井 達也（注6）	東京都練馬区	700 (500)	0.09 (0.07)
降矢 剛毅（注6）	神奈川県川崎市麻生区	500 (500)	0.07 (0.07)
飯塚 康代（注6）	千葉県千葉市花見川区	500 (500)	0.07 (0.07)
三木 義之（注6）	神奈川県川崎市中原区	400 (400)	0.05 (0.05)
永野 祐輔（注6）	東京都新宿区	400 (300)	0.05 (0.04)
熊谷 卓佳（注6）	千葉県浦安市	300 (300)	0.04 (0.04)
工藤 智幸（注6）	千葉県市川市	300 (300)	0.04 (0.04)
石井 裕希（注6）	東京都文京区	300 (300)	0.04 (0.04)
岩野 仁美（注6）	東京都板橋区	200 (200)	0.03 (0.03)
宮崎 祐輔（注6）	埼玉県新座市	200 (200)	0.03 (0.03)
小平 聡一（注6）	東京都渋谷区	200 (200)	0.03 (0.03)
田邊 隆介（注6）	東京都江戸川区	200 (200)	0.03 (0.03)
内藤 昌吾（注6）	東京都板橋区	200 (200)	0.03 (0.03)
コロボス役員持株会（注5）	東京都千代田区西神田三丁目2番1号	100	0.01
山本 佳太（注6）	東京都小平市	100 (100)	0.01 (0.01)
多田 麻未（注6）	東京都板橋区	100 (100)	0.01 (0.01)
高山 健二（注6）	東京都江東区	100 (100)	0.01 (0.01)
井出 裕基（注6）	東京都江東区	100 (100)	0.01 (0.01)
その他（26名）（注6）		2,600 (2,600)	0.35 (0.35)
計		749,800 (138,800)	100.00 (18.51)

（注）1．特別利害関係者等（大株主上位10名）

2．特別利害関係者等（当社代表取締役社長）

3．特別利害関係者等（当社取締役）

4．特別利害関係者等（当社役員の配偶者及び二親等内の血族）

5．特別利害関係者等（当社の役員持株会）

6．当社従業員

7．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月12日

株式会社コラボス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀仁 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コラボスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コラボスの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年12月5日開催の取締役会に基づき、平成26年12月24日付で、株式分割を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月12日

株式会社コラボス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀仁 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コラボスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コラボスの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月12日

株式会社コラボス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀仁 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コラボスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コラボスの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。